

デンマークの特別に計画された青年期教育（STU）と行政不服審査制度

—— STUの提供に関するコミュニケーション協議会の決定をめぐる若者からの不服申立てと申立てに対する特別教育不服審査会の案件処理の状況について ——

古畑 淳

目次

- はじめに
- 一 デンマークの特別に計画された青年期教育（STU）制度の概要
 - 二 デンマークの特別教育不服審査会について
 - 三 STU分野の不服申立てに対する特別教育不服審査会の案件処理の状況
おわりに

【資料】

- 1 特別教育不服審査会の手続規則に関する省令（二〇一四年九月一五日省令第九九八号）（Bekendtgørelse）

else om forretningsorden for Klagenævnet for Specialundervisning (Bekendtgørelse nr 998 af 15/09/2014))
の仮訳
2 STUに関する案件の決定のためのひな型：STU（特別に計画された青年期教育）に関する案件のた
めの決定ひな形の例（Skabelon til afgørelser i sager om STU：Eksempel på afgørelsesskabelon til sager om
STU（serligt tilrettelagt ungdomsuddannelse））

はじめに

本稿は、デンマークの特別に計画された青年期教育 (særligt tilrettelagt ungdomsuddannelse : 以下「STU」という) 制度の研究⁽¹⁾の一環として、STUの提供に関するコムーネ議会 (kommunalbestyrelsen) の決定をめぐる若者からの不服申立てと、申立てに対する特別教育不服審査会 (Klagenævnet for Specialundervisning) (以下「不服審査会」といふ) 「審査会」という場合がある⁽²⁾ の案件処理の状況を、審査会が発行する『年次報告書 (Årsrapport)』(以下「報告書」という場合がある) を参照して紹介するものである。

後述するように、STUの提供をめぐる若者からの不服を受け付け、申立てにかかる案件を審理し、裁決するのは特別教育不服審査会であるが、審査会は「特別教育不服審査会の手続規則に関する省令 (二〇一四年九月一五日省令第九九八号) (Bekendtgørelse om forretningsorden for Klagenævnet for Specialundervisning (Bekendtgørelse nr. 998 af 15/09/2014))」の第一六条⁽³⁾に基づき、毎年三月一日までに年次報告書を作成し、これを審査会のホームページ (<https://ast.dk/>) に公開することになっている。本稿の執筆の開始時点では二〇二一年の年次報告書⁽⁴⁾ (以下「二〇二一年・年次報告」といふ)⁽⁵⁾ が最新の報告書であったが (二〇二二年の年次報告書は二〇二二年二月二五日に発行されている)、二〇二二年・年次報告はその序文において、「この報告書は、二〇二二年における特別教育不服審査会の取り組みの概要を述べるものである。報告書は、当該分野の第一当局としてのコムーネを特に対象にしているが、関係団体、他の当局、当該分野に関心を持つ市民をも対象としている。」⁽⁶⁾ と記述している。

以上の記述に見るように年次報告書は、特別教育不服審査会の活動を行政当局であるコムーネ (kommune) のみならず、特別教育に関わる関係団体、さらには特別教育に関心を寄せる市民に対して広く公開することを目的として作

成されているものである。したがって、STUの提供をめぐる行政不服審査の状況の把握においては年次報告書が記述する内容の理解が一先ず重要であると言える。そこで本稿では、STUの提供に関するムーネ議会の決定をめぐる若者からの不服申立てと、申立てに対する特別教育不服審査会の案件処理の状況を過去三年の年次報告書の記述内容を参照しつつ考察することとした。なお、本稿が参照するのは、二〇一九年の年次報告書（以下「二〇一九年・年次報告」という）と二〇二〇年の年次報告書（以下「二〇二〇年・年次報告」という）、そして二〇二一年・年次報告の三つである（二〇二二年の年次報告書は二〇二三年二月二八日に発行されているが、報告書の内容を本稿に取り込む時間的余裕がなかったため、本稿に反映していない）。

以下ではまず、デンマークの特別に計画された青年期教育（STU）制度の概要を確認する（一）。そして、デンマークの特別教育不服審査会の概要と、審査会における不服申立て案件の処理手続及び案件処理の状況を紹介した上で（二）、STU分野の不服申立て案件に対する特別教育不服審査会の案件処理の状況等について考察することとする（三）。

一 デンマークの特別に計画された青年期教育（STU）制度の概要

STUの提供をめぐる若者からの不服申立てに対する特別教育不服審査会の案件処理の状況を考察する前に、まずは、STUと呼ばれるデンマークの特別に計画された青年期教育制度の概要を確認しておくこととする⁽¹⁾。

1 STU制度を形作る法令

STU制度を形作る法令は、Lov om ungdomsuddannelse for unge med særlige behov (Lovbekendtgørelse nr 610 af 28/05/2019) (特別のニーズを有する若者を対象とする青年期教育に関する法律 (二〇一九年五月二十八日統合法律第六一〇号)) と Bekendtgørelse om ungdomsuddannelse for unge med særlige behov (Bekendtgørelse nr 739 af 03/06/2016) (特別のニーズを有する若者を対象とする青年期教育に関する省令 (二〇一六年六月三日省令第七三九号)) である。Lov は法律である。Bekendtgørelse は⁽¹⁾では内容を考慮して省令と訳す。

ungdomsuddannelse for unge med særlige behov を筆者は「特別のニーズを有する若者を対象とする青年期教育」と訳しているが、デンマークではこの青年期教育のことを教育の特徴に注目して særligt tilrettelagt ungdomsuddannelse (特別に計画された青年期教育) と呼んでいる。そしてこの別称を一般に使用して、さらに「STU」と短く呼んでいる。また、上記法律の呼称についても別称の略語であるSTUを使用してSTU-loven (STU法) と呼んでいる。そこで本稿でもこれに倣い、特別のニーズを有する若者を対象とする青年期教育のことをSTUと記し、法令の名称もそれぞれSTU法、STU省令と呼ぶことにする。また、合わせてSTUの法令と呼ぶこととする。以下では、STUの法令が定める内容に即してSTU制度の概要を確認することとする。⁽¹²⁾

2 STUの目的とSTUの位置づけ

STUの目的は、若い発達上の障害を有する者及び特別のニーズを有するその他の若者が、できる限り自立的かつ積極的に成人生活に参加するための個人的、社会的及び職業的な能力、並びに場合によっては更なる教育及び職業従事のための能力を獲得することにある (STU法第一条第一項)。

STUは、後述するように、「他の青年期教育を成し遂げる可能性を有しない若者」を対象とする (STU法第一条

第二項)が、STUの制度により「これらの若者は他の若者と同等に置かれる」こととなる(STU省令第一条第二文)。つまり、STUの制度が用意されていることにより、「すべての若者はひとつの青年期教育を成し遂げる機会を有することになる。」(STU省令第一条第二文)。STUの法令を所管する教育省はこの点につき、同省発出の「特別のニーズを有する若者を対象とする青年期教育に関する法律の指針(二〇一六年六月三日指針第九五三四号)」(Vejledning om lov om ungdomsuddannelse for unge med særlige behov (Vejledning nr 9534 af 03/06/2016))」(以下単に「指針」という)¹³⁾において次のように述べている。すなわち、「すべての若者が一つの青年期教育を受ける機会を持つことを確保することにより、特別のニーズを有する若者を他の若者と対等にする。」(指針第一章)と述べている。なお、STUの教育課程は三年である(STU法第二条第一項第二文)。

デンマークの青年期教育制度においてSTUは以上のように位置づけられている。そのような位置づけの下でSTUは、特別のニーズを有する若者の成人生活への参加と、それら若者の更なる教育と職業従事(雇用)の展開に向けて、各種の能力の発展と獲得とを目標として教育が提供される。STUは個々の若者の能力、成熟及び興味を考慮して、考えられる最も広い範囲で計画される教育であり、個々の若者の発達の進行が目標として定められる教育である。STUの特徴は、若者の可能性に焦点を合わせた教育を行う点にあるということが出来る(STU法第四条第一項、STU省令第五条第一項参照)。

3 STUの実施主体

STU制度の実施主体はムーネ議會であり、ムーネ議會が三年のSTUの提供義務を負う(STU法第二条第一項第二文)。したがって、STUの実施にかかわる決定はムーネ議會が行う。

ここで、デンマークの自治制度とデンマークの自治体の組織の特色について簡単に説明しておくこととする。まず、デンマークの自治制度であるが、デンマークにはレギオン (region) とコムーネ (kommune) という二種類 (二層) の自治体がある。コムーネは「地元の利益」に関する事務を扱う自治体であり、いわば、基礎自治体に相当するものである。それに対してレギオンは「地域の利益」に関する事務を処理する自治体であり、広域の自治体という位置づけになる。¹⁴⁾ このような自治制度の下で STU の制度はコムーネが担任し実施することになっている。次に、デンマークの自治体の組織の特色についてであるが、デンマークでは議会がコムーネの名において決定する機関 (事務を処理する機関) とされているという点に注意が必要である。つまりデンマークでは、選挙で選出された議員が行政活動に関わる仕組みになっている。¹⁵⁾ STU の法令が STU の実施に関する諸決定はコムーネ議会が行うと定めているのは以上の理由による。

また、STU 制度の実施にかかわることとして次の点を確認しておく必要がある。それは、二〇一九年五月二八日 統合法律第六一〇号 (Lovbekendtgørelse nr 610 af 28/05/2019) による改正前の STU 法 (二〇一五年六月一五日統合法律第七八三号 (Lovbekendtgørelse nr 783 af 15/06/2015))。以下「旧 STU 法」という) では、若者の教育ガイダンス (Ungdommens Uddannelsesvejledning) と呼ばれる機関 (センター) が STU の実施において重要な役割を果たしていたという点である。

若者の教育ガイダンスは広域を管轄する機関 (センター) として、主に義務教育から青年期教育への移行のガイダンスを受け持っていた機関である (二〇〇八年当時は全国に四六ヶ所、二〇一六年一〇月の時点では全国に五六ヶ所設置されていた) ことである。¹⁷⁾ 因みに基礎自治体であるコムーネの数は二〇〇七年の地方自治制度改革以降、九八である)。若者の教育ガイダンスは STU の実施においては次の役割を果たしていた。すなわち、①若者及び両親

との協議の後に、当該若者が STU に受け容れられ得るかどうかについて コムーネ議会に提案すること (旧 STU 法第三条第二項)、②若者及び両親と共同、協力して、若者に提供される予定である指導対話及び実習滞在を含む、諸活動の概要を内容に含める教育計画を作成すること (必要に応じて、また、少なくとも毎年一度、教育計画を調整することを含む) (旧 STU 法第四条第二項・第三項・第四項)、③若者及び両親との協議の後に、コムーネ議会の承認に向けて、当該若者の STU が場合によっては解明期間 (解明期間については、本章の 6 を参照のこと) とともに開始されなければならないかどうかを含めて、三年の個人教育計画の構想 (上記②を指す) をコムーネ議会に提案すること (旧 STU 法第三条第三項)、④若者及び両親との協議の後に、当該若者の STU の授業時間数 (STU の授業時間数は最低でも年間八四〇時間である) の中に、どのくらいの時間を実習を含む実地的な諸活動に割り当てるかについて コムーネ議会に提案すること (旧 STU 法第七条第二項)、⑤若者が教育課程に積極的に参加していない場合に、当該若者の STU を中断することについて コムーネ議会に提案すること (旧 STU 法第八条第四項) などである。

しかし、若者の教育ガイドランスは、「教育及び職業についての指導並びに教育、職業従事等の義務に関する法律 (二〇一七年九月二八日統合法律第一〇九七号) (Lov om vejledning om uddannelse og erhverv samt pligt til uddannelse, beskæftigelse m. v. (Lovbekendtgørelse nr 1097 af 28/09/2017))」の改正⁽¹⁸⁾ (この改正により同法の名称は「二五歳未満の若者に対するコムーネの活動に関する法律 (Lov om kommunalindsats for unge under 25 år)」に変更となった) により廃止されることになり、現在はこれに代わる組織として「コムーネの若者組織 (Den kommunale ungeindsats (KU I))」がコムーネ議会により設立されるに至っている (二五歳未満の若者に対するコムーネの活動に関する法律⁽¹⁹⁾ 第二条⁽²⁰⁾ 第二項参照)。以上により若者は、コムーネにおいて、コムーネの若者組織を通じてコムーネ議会から青年期教育及び将来の職業に関する指導 (vejledning) を受けることになっている (青年期教育及び職業の選択についての指導

に関する省令 (二〇二二年九月一六日省令第一二九〇号) (Bekendtgørelse om vejledning om valg af ungdomsuddannelse og erhverv (Bekendtgørelse nr 1290 af 16/09/2022)) 第一条第二項、第一四条参照⁽²³⁾。現行の STU 法 (二〇一九年五月二八日統合法律第六一〇号) の法文に「若者の教育ガイダンス (Ungdommens Uddannelsesvejledning)」の文が見られないのは以上の理由による⁽²³⁾。そして上記の改正に伴い、若者の教育ガイダンスが担っていた役割はコミュニケーション会が (コミュニネの若者組織を通じて) 果たすということになったのである。

4 STU の制度対象者

STU の制度対象者 (målgruppen for en STU) は、他の青年期教育を成し遂げる可能性を有しない若い発達上の障害を有する者及び特別のニーズを有するその他の若者である (STU 法第一条第二項、STU 省令第一条第一文)。

STU の制度対象者の評価と決定はコミュニケーション会が行う (STU 法第三条第一項・第二項) が、ここで注目しておきたいことは、STU は「若い発達上の障害を有する者及び特別のニーズを有するその他の若者」を対象とする制度ではあるが、以上の若者が当然に STU の制度対象者に位置づくのではないということである。若者が STU の制度対象者として認定されるのは、STU の教育提供を希望する若者が次の評価をコミュニケーション会から受けるときである。すなわち、若者が、「特別の教育上の支援又は他の支援が与えられるにもかかわらず、他の青年期教育を成し遂げる可能性を持たない若者」であるとの評価をコミュニケーション会から受けるときである⁽²⁴⁾。以上のときにコミュニケーション会は、STU の教育提供を希望する若者に対して、当該若者は STU の制度対象者に該当する旨の決定をするのである。

なお、STU 法は、コミュニケーション会による制度対象者の評価と決定について、次の手続を事前採ることをコミュニケーション会に求めている。すなわち、「若者及び両親との協議」を行うとともに、「必要な範囲で、当該コミュニネ又は他のコ

ムーネの、教育学・心理学上の評価を含む専門家からの意見、及び若者が通っていた学校からの意見を収集する」ことをコムーネ議会に求めている（STU法第三条第二項）。

5 STUの対象年齢と完成年限

STUには対象年齢と完成年限が定められている。STUの対象年齢は義務教育終了後から満二五歳に至るまでである（STU法第二条第二項・第三項、第八条第二項、STU省令第二条第二項参照）。STUはその教育が途中で中断される場合（本章10を参照）があるが、中断したSTUの再開においては、上記の年齢要件について特例が認められる場合がある（STU法八条第三項、STU省令第二条第三項参照）。どのような場合に年齢要件の特例が認められるかについては、本章の11において記述することとする。

STUの完成年限はSTUを開始してから五年である（STU法第二条第四項）。注意しなければならないのは、STUはその教育が途中で中断した場合でも、開始後、遅くとも五年以内に完成させなければならないということである。

なお、念のため確認しておく、STUの教育提供を希望する若者がSTUの制度対象者の認定をコムーネ議会から受けるには（とりわけ、中断したSTUを再開する場合に問題となる）、上記の4に加え、以上の二つの要件も満たしている必要がある。

6 三年の個人教育計画の作成

STUの教育提供を希望する若者に対してコムーネ議会が、当該若者に対し、若者がSTUの制度対象者に該当す

る旨の決定をする場合は、コミュニネ議会は次に、当該若者及び両親との協議の後に、STUに「解明期間 (adklæringstid)」を設ける必要があるかどうかを含めて、三年の個人教育計画 (3-årig individuel uddannelsesplan) を作成する⁽²⁶⁾ (STU法第三条第三項)。

解明期間とは、「将来の教育及び職業従事を含めて、若者の希望及び可能性を明らかにすることをねらい」として設定される期間であり、三年の課程の一部を構成するものである。解明期間は一二週まで設定することができるが、解明期間を置かないこともできる (STU法第四条第二項・第三項、STU省令第六条第一項・第二項)。

三年の個人教育計画には「授業の計画を含めて、若者の教育課程 (uddannelsesforløb) の記述を含めることになっている」(STU省令第四条第二項)。この点について指針は、個人の教育計画には「明確な教育の場所又は教育課程の諸要素」が含まれると解説している (指針第四章)。

三年の個人教育計画は、「若者及び両親との協議・共同・協力」を経て、コミュニネ議会により作成される (STU法第三条第三項、第四条第二項・第三項参照)。コミュニネ議会は三年の個人教育計画の作成において、若者及び両親又は保護者の希望を相当に重視しなければならない (STU省令第四条第二項) が、場合によっては、若者及び両親の希望とは異なる内容の三年の個人教育計画を作成する場合がある。作成された三年の個人教育計画は、若者及び両親又は保護者に対し、文書により通知される (STU省令第四条第三項)。

三年の個人教育計画についてコミュニネ議会は、必要に応じて、また、少なくとも毎年一度、調整することになっている (STU法第四条第四項、STU省令第一〇条)。教育計画の調整においてもコミュニネ議会は、若者及び両親との協議を経て行わなければならないことになっている (STU省令第一〇条)。

なお、STUの教育計画 (三年の個人教育計画) には次の四つの記述を含めなければならないことになっている。

すなわち、①「若者の教育課程」の記述（内容として、(1)授業計画、(2)場合によっては各教育場所により管理される教育の部分要素の実施に関する指導、(3)訓練、(4)実習等を含める必要がある）、②「教育全体の目標」の記述、③「教育計画等」に関する計画された指導対話」の記述、(4)「教育の進行計画」の記述の四つである（STU省令第七条第二項・第四項）。

7 STUの教育の構成要素

STUの教育は、授業、訓練及び企業と諸機関での実習を含む実地的な諸活動の諸要素により構成される（STU法第六条第一項、STU省令第五条第二項）。STU法とSTU省令が定める内容を整理すると、STUにおける教育の構成要素は次のようになる。すなわち、①家庭生活教育を含む学科及び諸活動、②訓練、③実習ということになる（STU法第十六条第二項・第三項、STU省令第九条第一項参照）。

①の「家庭生活教育を含む学科及び諸活動」は次の内容から構成される。(1)若者の個人的な発展と社会生活に自立的かつ積極的に参加する可能性を促進する学科及び諸活動、(2)若者の、社会関係を取り結ぶ能力と自立的かつ積極的に余暇生活を過ごす能力を促進する学科及び諸活動、(3)教育状況又は雇用状況の中で必要となる各種能力の発展を目的としている学科及び諸活動の3つである（STU法第六条第二項第一号から第三号までの規定を参照）。

②の「訓練」は、企業及び諸機関での実習を視野に入れての準備及び訓練を含む、職業従事に関する諸活動の訓練を用意し実施する学科である（STU省令第九条第一項第二号参照）。

③の「実習」は、教育計画における諸目標を達成するために行われる実際的な諸活動である。実習が若者に提供する学習内容は次の三つである。すなわち、(1)職業経験、及び労働市場に関連した又は個人的な能力の発展に関連した

資格付与を保障するその他の経験、(2)労働市場とのより強い関係を得るために必要な、また、活動的な成人生活に参加するために必要な、仕事及び共同作業を通じた各種の経験、(3)職場の組織及び労働条件に関する知識の付与の三つである (STU法第六条第三項第一号から第三号までの規定を参照)。

8 教育の諸要素の多様な提供機関

以上のようにSTUの教育は多様な要素から構成される。そのため、STUの教育は多様な学校や諸機関から供給され得ることになっている。教育の諸要素の提供主体になり得るのは次のものである。すなわち、①成人を対象とする特別教育に関する法律 (lov om specialundervisning for voksne) に基づき運営されているコムーネの諸機関 (kommunale institutioner) (指針はこのほかに、同法に基づき授業を提供する地域的諸機関 (regionale institutioner) も挙げている (指針第三章))、②特別に組織された課程の形をした補習科 (eferskole)、③私立専門学校 (fri fagskole)、④国民高等学校 (folkehøjskole)、⑤職業教育機関 (institution for erhvervsrettede uddannelse)、⑥昼間高等学校 (daghøjskole)、⑦作業場及びその他の諸機関 (værksteder og andre institutioner) である (STU法第五条第一項、STU省令第八条第一項参照)。

このようにSTUは、多様な学校や諸機関等 (以下単に「諸機関」という) から教育が供給されることが予定されているため、コムーネ議会はそれら諸機関との間で、①「教育の準備 (企業及び諸機関での実習の準備を含む)」をはじめ、②「諸機関により供給される諸要素が教育計画に含まれること」について協定を締結することができることになっている (STU法第五条第二項、STU省令第八条第一項・第二項)。この点について指針は、「STUに教育の諸要素を供給する教育諸機関及びその他の企業と協定を締結する責任を有するのはコムーネ議会である。」と記述し

ている（指針第三章）。この部分の記述は重要である。なぜなら、以上の協定（コムーネ議会と諸機関との間で締結される協定）の存在を前提として、諸機関において行われる教育が STU の教育として供給されることになるからである。

なお、コムーネ議会における教育の準備は、協定のとおりに、準備を諸機関に委ねることもできるし、コムーネ議会が自身で行うこともできる。

9 教育全体の時間数と実習の授業時間数

STU における教育は、最低でも年間八四〇時間を構成するものでなければならない（STU 法第七条第一項）。八四〇時間の授業時間数の中には、「実習を含む実際のな諸活動及び他の教育諸機関での授業」も含まれる（STU 法第七条第三項）。また、「場合によっては、解明期間及び指導対話」の時間も含まれる。⁽²⁶⁾ STU は、STU の教育提供を希望する若者が八四〇時間の教育についていくことができないとの理由で、教育の提供を拒否することはない。心身の機能に大きな低下等がある若者に対しては、STU の目標設定、内容及び計画の点において、「たとえば、訓練及び社会的諸活動の諸要素を、組み立てた教育計画の中に含ませることによって、配慮する必要がある。」⁽²⁷⁾ ことになっている。

毎年の授業時間数の中には「実習を含む実際のな諸活動」も含まれるが、「実習を含む実際のな諸活動」の時間数は、若者及び両親との協議の後に、コムーネ議会により決定される（STU 法第七条第二項、STU 省令第九条第二項）。以上の決定においてコムーネ議会は、STU の詳細な計画を考慮して、若者及び両親又は保護者の希望を相当に重視しなければならない。若者及び両親又は保護者は、コムーネ議会の以上の決定を文書により通知される⁽²⁸⁾（STU 省令

第九条第二項)。

10 STUの中断

STUの教育課程は三年であるが、途中、若者からの申請に基づき、あるいはコムーネ議会の判断により、STUの中断の決定がなされる場合がある。

前者は、病気又は他の原因を理由としてSTUへの参加の一次的な中断ないし一か月以上の期間の教育の休止の申請が若者からコムーネ議会に対してなされる場合である。この申請に対してコムーネ議会は、若者の申請の具体的な個人的な評価に基づき、申請の承認の可否を決定する (STU法第八条第一項、STU省令第一二条第一項)。なお、STUへの参加の休止の承認がコムーネ議会からなされた場合において、若者からさらなる期間の休止を求める申請がコムーネ議会に対してなされる場合がある。いわば、休止の継続を求める申請であるが、コムーネ議会はこの申請に対する承認の可否の判断も行う (STU省令第一九条第二項第三号参照)。

後者は、専らコムーネ議会の判断によりSTUへの参加の中断が決定される場合である。コムーネ議会は、「若者が教育課程に積極的に参加していない場合」は、STU省令が定める手続に従い (STU省令第一三条参照)、当該若者のSTUを中断することができることになっている (STU法第八条第四項)。

11 STUの再開

病気等のために一時的にSTUを中断ないし休止していた若者は、教育の再開についての申請をコムーネ議会に対して行うことができる (STU法第八条第二項第一文)。そして、当該申請を受けたコムーネ議会は、若者に対する再

調査を行った上で、STUの再開の可否についての決定を行う（STU法第三条第一項・第二項、第八条第二項第三文）。また、個人の教育計画の調整を行う（STU省令第一二条第二項）。

なお、教育の再開の申請は、当該若者が満二五歳になるまでになされなければならない（STU法第八条第二項第二文）。この点につき若者は、当該年齢要件の適用免除を求める申請を行うことができるが、この申請に対してコムーネ議会は、申請にかかる案件に「特別な場合」があると認めるときは、STU法第八条第二項第二文が定める年齢要件と、教育の提供を受けることができる年齢要件（STU法第二条第三項）の適用免除を決定することができる（STU法第八条第三項）（本章の5を参照）。STU法は「特別な場合」について特に定めていないが、STU省令は「STUの中断が出産又は長期の病気に起因する場合」に、コムーネ議会はSTU法第八条第二項第二文が定める年齢要件規定の適用を免除することができる」と規定している（STU省令第一二条第三項）。このようにSTUは、STUの提供を受けることができる若者の年齢について、その特例を認める定めを置いている。

12 不服申立て制度

コムーネ議会の決定に対して生じた不服は、上級行政庁ではなく、国民学校に関する法律（二〇二二年一〇月五日 統合法律第一三九六号）（Lov om folkeskolen (Lovbekendtgørelse nr 1396 af 05/10/2022)）（以下「国民学校法」という）の第五条aに基づき設置されている特別教育不服審査会に対して申立てることができる（STU法第一条第二項・第二項、STU省令第一九条第一項・第二項）。STU法は第五章（第一二条）において、STU省令は第六章（第一九条）において、不服申立てに関する定めを置いている。

不服申立ての対象となるコムーネ議会の決定は次のものである。すなわち、①若者が制度対象者に属するかどうか

の決定 (STU 法第三条第一項・第二項)、②三年の個人教育計画についての決定 (STU 法第三条第三項)。この決定は STU の内容に関するコムーネ議会の決定に相当する)、③個別の若者に対して、実習を含む実際のな諸活動のために費やされなければならない毎年の授業時間数の割り当てはどの位かについての決定 (STU 法第七条第二項)、④ STU の一時的な中断ないし休止についての若者の申請に対する決定 (STU 法第八条第一項)、⑤教育の再開との関係において年齢要件は適用免除され得るかどうかについての決定 (STU 法第八条第三項)、⑥コムーネによる STU の中断についての決定 (STU 法第八条第四項)、⑦教育の内容 (たとえば、教育の場所) についての決定 (STU 法第三条第三項)。この決定は STU の内容に関するコムーネ議会の決定に相当する) である。²⁹⁾ また、このほかにも、⑧中断ないし休止している STU の再開についての若者からの申請に対する決定 (STU 法第八条第二項、第三条第一項・第二項)、⑨休止している STU の休止の継続についての若者からの申請に対する決定 (STU 法第八条第一項、第三条第一項・第二項)、⑩ STU を提供しているコムーネから引越しをした関係で若者が STU を中断する場合において、当該若者が STU を転入のコムーネで継続することについて申請したときの、当該申請に対する決定 (STU 法第五条 a 第二項、第三条第一項・第二項) が不服申立ての対象となる。

特別教育不服審査会に対して不服申立てを行うことができる者は、コムーネ議会の決定を受けた若者、すなわち、決定の名宛人である若者である。また、若者からの委任状に基づき両親又は保護者も、若者を代理して不服を申立てることができる。³⁰⁾ なお、STU に関する案件においては、不服申立て期間 (Klagefrist) は存在しない。したがって、STU に関する案件においては、不服申立て期間の徒過を理由とする本案審理の拒否、すなわち、却下の裁決は存在しない。

二 デンマークの特別教育不服審査会について

以上において STU 制度の概要を確認したが、本章では、STU の提供をめぐる若者からの不服申立てを受け付け、申立てにかかる案件を審理し、裁決する特別教育不服審査会について紹介する。まず、特別教育不服審査会の概要を記した上で (1)、審査会における不服申立て案件の処理手続を確認する (2)。そして、審査会における不服申立て案件の処理の状況を考察する (3)。

1 特別教育不服審査会の概要

(1) 特別教育不服審査会の設置者と審査会の事務局

特別教育不服審査会は、国民学校法第五条 a の規定に基づき、子ども・教育大臣により設置されているものである。国民学校法第五条 a 第一項第一文は、「特別教育不服審査会は、子ども・教育大臣により設置される。」と定められている。その上で子ども・教育大臣は、特別教育不服審査会に対して事務局援助 (sekretariatsstønde) を用意しており (国民学校法第五条 a 第五項第一文)、事務局 (sekretariatet) が、子ども、男女共同参画、統合及び社会問題省の下に置かれている社会不服審査庁 (Ankestyrelsen) の中に置かれている。なお、国民学校法第五条 a 第五項第二文は、「子ども・教育大臣は、社会・高齢者担当大臣と協議の上、特別教育不服審査会の事務局サービスの管理権限を社会不服審査庁に委任することができる。」と定めている。そして、この規定を受けた特別教育不服審査会の手続規則に関する省令がその第一条第一項で、「特別教育不服審査会の事務局サービスは、子ども、男女共同参画、統合及び社会問題省の下の社会不服審査庁により管理される。」と定めている。

ここで一先ず確認しておきたいことは、年次報告書が記すように、特別教育不服審査会は独立した苦情処理機関であり、したがって、個々の案件の審理と裁決について、社会不服審査庁及び子ども・教育大臣から独立しているという³²⁾ことである。

(2) 特別教育不服審査会が扱う案件（特別教育不服審査会の管轄）

特別教育不服審査会が扱う案件（不服申立て案件）は、①国民学校分野、②青年期分野、③就学前学校分野、④成人期分野の四つである。①国民学校分野の案件は、国民学校の生徒に対する特別教育に関する不服申立て案件であり、②青年期分野の案件は、特別のニーズを有する若者に対する特別に計画された青年期教育（STU）に関する不服申立て案件である。③就学前学校分野の案件は、就学前児童に対する地域の特別教育の提供についての不服申立て案件であり、④成人期分野の案件は、成人を対象とする特別教育に関する案件の法的諸問題についての不服申立て案件である。以上の四つが、特別教育不服審査会において裁決することのできる案件である。

①国民学校分野の案件は、特別教育不服審査会が扱う案件のなかで最も数が多い案件となっている（本章3（1）参照）。そこで本稿では、国民学校分野の案件処理の状況等についても適宜、紹介することとする。なお、国民学校分野の不服申立て案件の内容は次の四つである。すなわち、(1)通常クラスにおける、週に最低の九授業時間の支援のコミュニケーションの拒否についての不服申立て案件、(2)通常クラスにおける、週に九授業時間以上の支援のコミュニケーションの拒否についての不服申立て案件、(3)特別支援学級（specialklasse）における教育のコミュニケーションの拒否についての不服申立て案件、(4)特別支援学校（specialskole）における教育のコミュニケーションの拒否についての不服申立て案件の四つである。このように国民学校分野の不服申立て案件は、特別支援学校又は特別支援学級における教育を必要とする生徒、及び普通

学級において週に少なくとも九授業時間あるいは九授業時間以上の支援を必要とする生徒に関する案件である。

(3) 特別教育不服審査会の活動の法規根拠

特別教育不服審査会の活動の法規根拠は多数の法令に規定されている。ここでは青年期分野について記述することとする。先に確認したように青年期分野については、STU法(二〇一九年五月二八日統合法律第六一〇号)とSTU省令(二〇一六年六月三日省令第七三九号)が特別教育不服審査会の活動の法規根拠となっている。STU法は第五章(第一二条)において、また、STU省令は第六章(第一九条)において、不服申立てに関する定めを置いている。

特別教育不服審査会の活動の法規根拠として重要なものとして、このほかに、先に記した特別教育不服審査会の手続規則に関する省令(二〇一四年九月一五日省令第九九八号)(以下「審査会手続省令」という)がある。審査会手続省令は特別教育不服審査会の手続規則を定めるものであるが、同省令は「国民学校に関する法律(二〇一四年六月二〇日統合法律第六六五号)の第五条a第三項から第五項までの規定により、また、子ども、男女共同参画、統合及び社会問題担当大臣との協議に基づき」定められたものである⁽³³⁾(省令前文)。全一七条の条文からなる省令であるが、この省令では、事務局サービス等(第一条及び第二条)、案件の準備(第三条)、不服審査会の会議(第四条及び第五条)、案件の裁決(第六条から第九条まで)、不適格及び守秘義務(第一〇条から第一四条まで)、裁決及び年次報告書の公開(第一五条及び第一六条)、発効(第一七条)の各規定が置かれている。本稿でも同省令が定める内容を適宜、紹介する。また、審査会手続省令の仮訳を本稿の末尾に掲載する〔資料1〕。

(4) 特別教育不服審査会の構成及び構成員と事務局サービス

① 特別教育不服審査会の構成及び構成員

特別教育不服審査会の構成及び構成員は、国民学校法第五条 a 及び審査会手続省令第二条に定められている。関係する条文を以下に記す。

○ 国民学校法

第五条 a 特別教育不服審査会は、子ども・教育大臣により設置される。審査会の会長は法学士でなければならぬ。二名の構成員は KL (筆者注、Kommunerne Landsforening : コムーネの全国組織) からの推薦に基づき任命され、また、二名の構成員はデンマーク障害者団体からの推薦に基づき任命される。会長及び構成員は四年間任命される。会長及び構成員に対しては代理人が割り当てられる。

2 KL は、KL により推薦されている構成員のために、専門家アドヴァイザーとして審査会の会議に参加することができる代表者を指名することができる。

○ 特別教育不服審査会の手続規則に関する省令

第二条 KL が特別の専門家アドヴァイザーを指名することを希望する場合 (国民学校法の第五条 a 第二項参照) は、会長は以上について文書により通知されなければならない。

2 特別のアドヴァイザーは、会長の決定に従い、審査会の会議に出席するものとする。

以上が特別教育不服審査会の構成及び構成員に係る法令の規定であるが、年次報告書は特別教育不服審査会の構成及び構成員について次のように説明している。すなわち、不服審査会は会長と四名の審査会委員により構成される。

審査会委員はコムーネの全国組織 (Kommunerne Landsforening (以下「KL」という)) とデンマーク障害者団体

(Danste Handicaporganisationer (以下「DH」という)からの推薦に基づいて、各組織から二名ずつ、子ども・教育大臣により任命される。KLは、不服審査会の会議に決議権なしで参加する専門家アドヴァイザーを指名することができる。審査会委員の任期は四年であり、現在の委員は、二〇一九年一月一日から任命されている、などと説明している。⁽³⁴⁾

なお、年次報告書は、不服審査会を構成する構成員(構成員の代理人の五名を含む)の名前を記しているが、ここでは、会長には Ankechef の地位にある者が就任していること、そして、会長職については二〇一九年から二〇二一年までの期間において毎年変更があったことを記しておく。

②事務局サービス

特別教育不服審査会の運営において重要な役割を果たす組織として「事務局」がある。事務局は社会不服審査庁の中に置かれているが、二〇二一年・年次報告によれば、事務局は二名の法律家と教育学・心理学分野の二名の専門アドヴァイザー、そして一名の事務局職員と一人の学生アシスタントにより構成されている。⁽³⁵⁾ 審査会手続省令第一条第二項の規定によれば、「事務局の構成員は、会長又は不服審査会が別段の決定をするのでなければ、審査会の会議に出席する。」ことになっている。

事務局は、次節にみるように、審査会の審理の前に不服案件を準備するが、ここで注目しておきたいことは、法務及び教育学者／心理学者の専門に関する事務局援助が不服審査会に結び付けられていることである。

ここで、「案件の準備」について定める審査会手続省令の規定を記しておくこととする。

○特別教育不服審査会の手続規則に関する省令

案件の準備

第三条 会長は、案件が審査会における裁決のために提出される前に、案件が十分に明瞭にされるように、また、案件の準備が終了した後に、遅くとも四週間で裁決を下すことを目途として、迅速に案件処理の進めよう配慮する。

2 案件の準備に関連して、不服申立ての教示、理由付け及び当事者からの意見聴取に関する規定を含む、行政手続法の諸規定が遵守されていないことが確認された場合は、そのことが案件資料に明確に記載されなければならない。

3 会長は、申立人及び当局からの意見の提出のための期限を定めることができるが、この場合、当該期限の終了までに申立人及び当局からの意見が受け付けられないときは、審査会は証拠資料に基づいて裁決することができる。

2 審査会における不服申立て案件の処理手続

本節では、審査会における不服申立て案件の処理手続について説明することとする。まず、(1) 不服申立て案件の処理手続の全般を説明した上で、(2) 案件分野ごとの諸手続のうち、STU分野の不服申立て案件の処理手続を説明する。そして、(3) 不服審査会における案件処理としての最終案件と本案審理案件について説明することとする。

(1) 不服申立て案件の処理手続

特別教育不服審査会に申立てられた不服案件は次のように処理される。

まず、①案件が審査会により審理される前に事務局が案件を準備する。事務局は、案件のすべての関連した情報がコミュニネ／学校及び申立人から入手されることに対して配慮する。法律専門家は案件を十分に調べ、専門分野のアドヴァイザーは案件に対する専門的見解を作成する。

次に、②不服審査会が案件を審査会会議で審理し、裁決する。審査会の委員は、案件のすべての文書、すべての解説（コメント）及び案件に対する専門分野のアドヴァイザーの見解を自由に手に取ることができ、それらを十分に調べる。審査会はこれらに基づいて裁決する。なお、申立人は、不服案件の審理の間いつでも情報を提出することができる。また、審査会は案件の審理において、たとえコミュニネが案件の自身の処理において当該情報を認識していなかったとしても、当該情報を回収する義務を有する。

以上を経て、③不服審査会の裁決は、不服申立人、コミュニネ及び場合によっては学校長（学校長が決定をした場合）に対して送付される。当該裁決はコミュニネ及び学校長を拘束する。⁽³⁶⁾なお、ここで「拘束」とは、「コミュニネはよき行政慣例 (god forvaltningsstik) に基づいて、合理的な期間の範囲内で不服審査会の裁決に従わなければならないこと」⁽³⁷⁾を意味する⁽³⁸⁾。

以上が不服申立て案件の処理手続全般についての説明であるが、年次報告書によれば、不服審査会は二〇一九年に一二回、二〇二〇年に一四回、二〇二一年に一三回、不服審査会会議を開催したということである。

(2) S T U 分野の不服申立て案件の処理手続

年次報告書は不服審査会が扱う多様な案件分野（四つの案件分野）での諸手続について説明しているが、ここでは S T U 分野の不服申立て案件の処理手続について記すこととする。S T U 分野の不服申立て案件は次の㉗から㉙まで

の手続により処理される。

ア特別に計画された青年期教育 (STU) に関する不服は、不服審査会に直接提出されなければならない。これらの案件においては、不服申立て期間は存在しない。

イ不服審査会が不服を受け付けると、コムーネに対して照会 (en høring) がなされる。コムーネは当該照会について、若者／当事者代理人の具体的な不服項目に対して弁明を行う弁明書 (en udtalelse) 及びコムーネの案件処理を説明する弁明書とともに、事務局に対して案件の諸情報を送付することを要請される。

ウ案件の諸情報及び弁明書を受け取ると事務局は、関連したすべての諸情報が添付されているかどうか、また、情報をコムーネからさらに入手する必要があるかどうかを詳しく調べる。

エ関連するすべての書類が案件にあるならば、当該案件は若者／当事者代理人に送付される。これは、若者／当事者代理人が案件の諸情報に対してコメントする機会を得るために行われる (当事者からの意見聴取 (partshøring))。

オ専門分野のアドヴァイザーと法律専門家は、案件を十分に調べ、当該案件を裁決のための提案とともに、不服審査会に対して提出する。

カオの後に不服審査会は、会議で案件を審理し、裁決を行う。

以上が、STU分野の不服申立て案件に対する不服審査会の案件処理の手続である。³⁹⁾ 注目するべき点として、STU分野においては不服申立て期間は存在しないとされていること、エに見るような意見聴取の手続が若者／当事者代理人に対して用意されている点を挙げることができる。また、事務局に所属する専門分野のアドヴァイザーと法律専門家の役割の大きさを挙げることができる。

(3) 終結案件と本案審理案件

以上に見たように、若者からの不服申立てを特別教育不服審査会が受理すると、審査会での審理の前に事務局が案件を準備する。この準備において事務局の法律専門家が、不服審査会が当該案件を審理する権限を有するかどうかなどを評価する。不服審査会で開始されるすべての案件は終結されるが、すべての案件が審理の上、裁決されるのではない。審査会が受理した案件において終結に至った案件を *afsluttede sager* (終結案件) というが、後述するように、審査会が本案につき審理し、裁決した案件 (もちろん、本案審理案件も終結案件の一つである) のことを、とくに *realitetsbehandlede sager* (本案審理案件) という。

① 案件が終結となる場合 (終結案件)

- (1) 不服審査会が案件を (たとえば、権限がないとの理由で) 却下した場合
- (2) 不服審査会が案件を他の当局に送致した場合
- (3) 市民が不服申立てを取下げた場合
- (4) 不服審査会が案件を審理し、裁決した場合

② 本案審理案件

- (1) 不服審査会が審査会会議で案件を審理し、コンピューターの決定を変更すると、裁決をした案件
- (2) 不服審査会が審査会会議で案件を審理し、コンピューターの決定を変更しないと、裁決した案件 (コンピューターの決定の支

持)

(3) 不服審査会がコムーネにおける新たな処理と決定のためにコムーネの決定を差し戻すとの裁決をした案件 (たとえば、コムーネが不十分な根拠で決定していた場合)

以上に見るように、不服申立て要件を欠く不適法な申立てに対して審査会は却下の裁決をする (①(1)参照)。そして、要件を具備し本案審理に進んだ案件に対しては、所要の手續を履践した後、変更/取消し、非変更/支持、差戻しの何れかの裁決をする (①(4)参照)。この後者の案件のことを審査会は *realitetsbehandlede sager* と呼び、本案審理案件として分類している (②参照)。なお、「差戻し」の対象となる案件は審査会会議で審理されず、審査会からの委任に基づいて不服審査会の会長により裁決されるようである。この点については、後掲 3 (3) ⑦における記述をも参照のこと)。このほか、終結案件には①(2)(3)が含まれる (それぞれの内容については、後掲 3 (3) ③④における記述を参照のこと)。

3 審査会における不服申立て案件の案件処理の状況

本節では、(1) 特別教育不服審査会が受け付けた不服申立ての件数、(2) 終結案件の件数と結果の内訳、(3) 本案審理案件の件数と結果の内訳、さらに、(4) コムーネの案件処理における形式面の瑕疵の状況、(5) 審査会における案件の処理期間の現状について記すこととする。なお、本節で示す表は、年次報告書の記述内容 (報告書が掲載する表や図を含む) に基づき、筆者が作成したものである。

表 1 不服申立ての受付件数と案件分野の分布

	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年
国民学校分野の不服申立て案件	250 件	285 件	297 件	269 件	274 件
青年期分野(STU)の不服申立て案件	86 件	90 件	81 件	72 件	59 件
成人期分野の不服申立て案件	17 件	16 件	18 件	21 件	20 件
就学前学校分野の不服申立て案件	3 件	1 件	0 件	1 件	1 件
不服申立ての受付件数	356 件	392 件	396 件	363 件	354 件

表 2.1 終結案件の件数

	2019 年	2020 年	2021 年
終結案件の件数	353 件	394 件	306 件
(参考) 不服申立ての受付件数	(396 件)	(363 件)	(354 件)

(1) 不服申立ての受付件数

特別教育不服審査会は二〇一九年に三九六件、二〇二〇年に三六三件、二〇二一年に三五四件の不服申立てを受け付けている。年次報告書の記述によれば、特別教育不服審査会が二〇一七年から二〇二一年までの五年間に受け付けた各年度の不服申立ての受付件数と案件分野の分布は表 1 のようになっている。なお、二〇二一年の年次報告書は、青年期分野 (STU) の不服申立ての受付件数に減少の傾向があることを指摘している⁴⁰⁾。ただし、それが如何なる理由によるものであるかについては、とくにコメントをしていない。

(2) 終結案件の件数と結果の内訳

特別教育不服審査会は、二〇一九年において三五三件、二〇二〇年において三九四件、二〇二一年において三〇六件の案件を終結させている。なお、不服審査会が一年間に受け付けた案件の件数とその年に終結した案件の件数が同じではないのは、その年の最後に受け付けた案件は、新年の最初に終結されることになるからである。終結された案件の件数と結果の内訳は、それぞれ表 2・1 と表 2・2 のとおりである。

表 2.2 終結案件の結果の内訳*

		2019 年	2020 年	2021 年
却下 - 権限		9.3%	10%	9%
不服申立て期間による却下		3.7%	3%	3%
他の当局への送致		8.8%	6%	6%
申立人の申し出による中止		11.0%	13%	14%
本案審理案件		233 件 (66.0%)	265 件 (67.3%)	202 件 (66.0%)
(内訳)	(非変更／支持)	(内 132 件 (37.4%))	(内 137 件 (34.8%))	(内 106 件 (34.6%))
	(変更／取消し)	(内 75 件 (21.2%))	(内 91 件 (23.1%))	(内 63 件 (20.6%))
	(差戻し)	(内 26 件 (7.4%))	(内 37 件 (9.4%))	(内 33 件 (10.8%))
その他		1.1%	1%	1%
終結案件の件数		353 件 (100%)	394 件 (100%)	306 件 (100%)

※ 年次報告書は、終結案件の結果を示す図や本文での記述において、本案審理案件を除いた各結果について具体的な件数を示していない（本案審理案件については、表 3.1 と表 3.2 に示すように、その内訳について件数を記述している）。

(3) 本案審理案件の件数と結果の内訳

本案審理案件は「非変更／支持」、「変更／取消し」、「差戻し」のいずれかの裁決がなされた案件である。特別教育不服審査会は二〇一九年において二三三件、二〇二〇年において二六五件、二〇二一年において二〇二件の不服申立てを審理の上、裁決しているが、これら件数は、終結案件の約三分の二を占める状況になっている。本案審理案件の件数と結果の内訳をまとめると、それぞれ表 3・1 と表 3・2 のようになる。

ここで、特別教育不服審査会における案件処理の結果の内容について説明することとする。審査会は、受け付けた不服申立て案件をどのような場合に、どのような結果として終結させるのかを、以下において整理する。

① 却下 - 権限 (afvisning - kompetence)

申立てのあった案件について特別教育不服審査会は、審査会が案件を審理する権限を有していない場合は却下

表 3.1 本案審理案件の件数

	2019 年	2020 年	2021 年
本案審理案件の件数 (a)	233 件	265 件	202 件
(参考) 終結案件の件数 (b)	353 件	394 件	306 件
(参考) (b) における (a) の割合	66.0%	67.3%	66.0%

表 3.2 本案審理案件の結果の内訳

	2019 年	2020 年	2021 年
非変更／支持	132 件 (56.7%)	137 件 (51.7%)	106 件 (52.5%)
変更／取消し	75 件 (32.2%)	91 件 (34.3%)	63 件 (31.2%)
差戻し	26 件 (11.2%)	37 件 (14.0%)	33 件 (16.3%)
本案審理案件の件数	233 件 (100%)	265 件 (100%)	202 件 (100%)

の裁決をする（審査会手続省令第九条第一項^④第四号）。STU分野について言えば、たとえば、教育の場所への移動の支払いに関する決定や、住居提供に関する決定に対しての不服申立ては、審査会において却下されることになる。

STU分野において不服申立ての対象となるコミュニケーション議会の決定は次のものである（本稿一の12の記述に重なるが、あらためて以下に記すことにする）。

- (1) 若者が制度対象者に属するかどうかについての決定（制度対象者非該当の決定）
- (2) 最終の個人教育計画についての決定
- (3) 個別の若者に対して、実習を含む実的な諸活動のために費やされなければならない毎年の授業時間数の割り当てについての決定
- (4) STUの中断についての若者の申請に対する決定（STUの中断の拒否決定）
- (5) 教育の再開との関係において年齢要件は適用免除され得るかどうかについての決定（年齢要件の適用免除の拒否決定）
- (6) コミュニティによるSTUの中断の決定
- (7) 教育の内容（たとえば、教育の場所）についての決定

年次報告書は、以上の七つを不服申立ての対象となるコムーネ議会の決定として挙げて⁴²⁾いるが、STUの法令によれば、以下のコムーネ議会の決定も不服申立ての対象となる。

(8) STUの中断ないし休止を中止すること(すなわち、STUの再開)についての若者の申請に対する決定(STUの再開の拒否決定)

(9) STUの休止を継続することについての若者の申請に対する決定(STUの休止継続の拒否決定)

(10) STUを転入(引越先)のコムーネで継続することについての若者の申請に対する決定(STUの継続の拒否決定)

②不服申立て期間による却下 (afvisning pga. klagefristen)

審査会は、不服申立て期間を徒過して申立てられた案件に対しても却下の裁決をする(審査会手続省令第九条第一項第二号)。ただしSTU分野においては、不服申立て期間の徒過を理由とする却下の案件は存在しない。というのは、STU分野においては、不服申立て期間は存在しないからである。不服申立て期間が定められているのは国民学校分野の案件である。国民学校法は、国民学校案件の不服申立て期間は「決定の通知から四週間以内」と定めている(第五条第三項から第五項までの規定参照)。したがって、不服申立て期間の徒過を理由とする却下案件は、国民学校分野の案件において見られるものである⁴³⁾。

③他の当局への送致 (henvisning til anden myndighed)

STU分野においては「他の当局への送致」との結果で終結される案件は存在しない。この結果もまた国民学校分

野の案件において見られるものである。不服審査会において「他の当局への送致」が必要となるのは次の理由による。それは、国民学校分野の案件の不服申立ては国民学校法の規定により決定をした当局（コムーネ／学校）に対して提出されなければならないことになっている（国民学校法第五条b第一項第一文）が、両親がこれに反して、不服を直接、不服審査会に申立てることがあるからである。そのような事情として年次報告書は、両親が文書による決定をコムーネ／学校から受け取ることができていないことを指摘している。⁽⁴⁾

なお、以上の場合（国民学校分野の案件において不服審査会が不服を直接、両親から受け取る場合）に対しては、次の手続が採られることになる。まず、(1) 不服審査会から、当該不服が再評価（genvurdering）に関する要求とともにコムーネ／学校に送付される。その結果、当該案件は不服審査会において終結される。その後、(2) コムーネが当該案件を再評価し、それでも両親を支持しない場合は、コムーネは当該不服と当該（コムーネの）決定の理由付け、また、当該（コムーネ）の再評価を不服審査会に送付する（国民学校法第五条b第一項第二文・第二項参照）。そして、(3) これを受けた不服審査会は、新しい案件を作成し、当該不服を審理の上、裁決するということになる。

④ 申立人の申し出による中止 (bortfaldt pga. klagen)

「申立人の申し出による中止」で終結されている案件は、申立人である市民が自身の不服申立てを取り下げたことを選択した事例である。大抵の事例は、不服審査会における案件の審理の間に、市民がコムーネにおいて、希望した提児（STU分野ではSTUの提供）を得たことによるものである。

⑤ 本案審理案件における「非変更／支持 (ikke ændring/stadfæstet)」

不服審査会が審査会会議で案件を審理し、コムーネの決定を変更しないことを決定した場合（コムーネの決定の支持（同意）の場合）に「非変更／支持」の裁決がなされる。不服審査会における案件処理としては最も多い結果となっている。表3・2にみるように、裁決された案件の内の五割強（三年間の平均では五三・六％）の案件で非変更／支持の裁決がなされている。

⑥ 本案審理案件における「変更／取消」(ændring/ophevelse)

不服審査会が審査会会議で案件を審理し、コムーネの決定を変更することを決定した場合に「変更／取消」の裁決がなされる。表3・2にみるように、審査会での審理の結果、変更／取消の裁決がなされる案件は少なくない。三割強（三年間の平均では三二・六％）の案件で変更／取消の裁決がなされている。

ここで、「変更／取消」の意味について確認することとする。報告書は、国民学校分野の案件に関して国民学校法第五一条cの規定に基づいて次の説明をしている。すなわち、「不服審査会は、重要な専門的な理由があるならば、通常の国民学校での教育提供に関するコムーネの決定を特別支援学級又は特別支援学校での教育提供に変更することができる。さらに、不服審査会は、審査会が他の特別教育提供が生徒の教育ニーズに明らかに高い程度で応じることができる」と評価するならば、特別教育に関するコムーネの決定を変更することができる。⁽⁴⁵⁾と説明している。そして、続けて、「不服審査会は、生徒を特定、学校、特別支援学級又は特定、特別支援学校へ委託することはできない。」⁽⁴⁶⁾（傍点筆者）と記述している。注目するべきは後者の引用部分である。ここで確認しておきたいことの1つは、不服審査会は、教育の場所の選択を争点とするSTUの案件においても同様の態度で臨むのかという点である。

この点につき報告書は次のように述べている。すなわち、「不服審査会が当該提供（コムーネが決定したSTUの教

育提供)は若者に応じ得ないと評価する場合は、審査会は以下の決定をする。すなわち、ムーネはSTUに関する若者のニーズにより高い程度に応じる他のSTU提供を調査しなければならないということを決定する。不服審査会は、特定のSTUの教育の場所／提供に言及する権限を持たない。⁽⁴⁷⁾(傍点筆者)また、「不服審査会は、ムーネのSTUの提供がSTUに関する若者のニーズに応じることができるとかどうかのみを判断することができる。審査会は、特定のSTUの教育の場所を指定する権限を有しない。」⁽⁴⁸⁾(傍点筆者)と述べている。このように不服審査会は、教育の場所の選択を争点とするSTUの案件においても、国民学校分野の案件と同様に、教育の場所(STUにおいてはSTUを実施する教育の場所)を特定する内容の裁決はすることができないとされている。教育の場所の選択を争点とする案件において審査会は、ムーネが決定したSTUの教育提供(STUを実施する教育の場所)の適否のみを判断し、ムーネの決定を不当であると評価する場合であっても、当該決定を取り消す旨の裁決を行うに止めるのである。

⑦ 本案審理案件における「差戻し (hemvisning)」

不服審査会が、ムーネにおける新たな処理と決定のためにムーネの決定を差し戻す必要があると判断した場合に「差戻し」の裁決がなされる。

差戻しの裁決がなされる案件は、たとえば、次のような案件である。すなわち、審査会が児童又は若者のニーズを評価するには、案件がムーネにおいて十分に明瞭にされていない案件である。ムーネは管理当局として決定を行う前に案件を十分に明瞭にしなければならないが、もしムーネが特別教育に関する決定又はSTUの制度対象者若しくはSTUの教育の場所に関する決定を不十分な根拠でしていた場合は、不服審査会は案件をムーネに差し戻す

ことを余儀なくされることになる。案件はこのようにして、コムーネにおいてさらに調査、解明されることになる(つまり、児童又は若者のニーズの評価に必要な情報がコムーネにおいて取得されることになる)。なお、以上の内容の案件に対しては、審査会からの委任に基づいて不服審査会の会長が裁決するようである。年次報告書は、「本案審理案件の内の幾つかは審査会会議で審理されない。審査会からの委任に基づいて不服審査会の会長により裁決される。」と記述している。

年次報告書は以上に加え、「コムーネが決定において法令を誤って解釈した場合で、そのことが結果にとって重要であったとき」も、案件を差し戻す必要が生じ得る場合であると記述している。⁽⁵⁰⁾ただし以上の場合であっても、「案件が十分に明らかにされているときは、不服審査会は大抵、そのような誤りを修正して、当該案件の裁決をすることができる。」と説明している。

なお、差し戻しの裁決は次の二つのことを意味する。すなわち、審査会がコムーネの決定を取り消すこと、また、差し戻しの裁決を受けたコムーネにおいては、不足している情報を取得の上、新たな決定をしなければならないということの意味する。⁽⁵²⁾因みに、この点について年次報告書は、「コムーネの案件の新たな処理は、同じ結果に至る可能性が十分にある。その場合は、新たに不服審査会に不服を申立てることができる。」⁽⁵³⁾と記述している。

(4) コムーネの案件処理における形式面の瑕疵の状況

審査会手続省令第三条は「案件の準備」について定める条文であるが、同条第二項は、「案件の準備に関連して、不服申立ての教示、理由付け及び当事者からの意見聴取に関する規定を含む、行政手続法の諸規定が遵守されていないことが確認された場合は、そのことが案件資料に明確に記載されなければならない。」と定めている。案件の審理に先

立ち以上の準備を行うのは事務局であるが、以上のプロセスを経て案件が審査会に提出されたならば、不服審査会は、「コムーネが自身の案件処理において、たとえば、当事者からの意見聴取 (partshøring) 及び決定に対する理由付け (begrundelse) に関する行政法上の規定及び原則を遵守したかどうかの評価をも行う。」⁽⁵⁴⁾ ことになる。⁽⁵⁵⁾

不服審査会は、「コムーネの案件処理における形式面の瑕疵 (formelle fejl i kommunernes sagsbehandling) の審査 (kritik)」の文書化と記録に関して、社会不服審査庁のガイドライン (Ankestyrelsens retningslinjer) に従う。これにより不服審査会は、保障規則 (garantiforskrifter) の違反 (たとえば、理由付け又は当事者からの意見聴取の欠缺) に関する審査、及び重要な指示規則 (ordensforskrifter) の違反 (たとえば、不服申立て教示 (klagevejledning) の欠缺又は不十分) に関する審査のみを文書にまとめる。⁽⁵⁶⁾ なお、コムーネが彼らの案件処理において間違いを犯したかどうか⁽⁵⁷⁾が記録されるのは、専ら、不服審査会が審理の上、裁決する案件 (本案審理案件) においてのみである。⁽⁵⁷⁾

このように不服審査会は、審査会における審理においてコムーネの決定における形式面の瑕疵についての評価も行い、それを文書に記録するが、年次報告書はこの点に注目して「コムーネの案件処理 (KOMMUNERNES SAGS-BEHANDLING)」と題する章 (第九章) を設けて、コムーネの案件処理における形式面の瑕疵の状況を報告している。そこで本項では、第九章の記述に即して、コムーネの案件処理における形式面の瑕疵の状況について、その概要をまとめておくこととする。

① コムーネの案件処理における形式面の瑕疵の状況

表 4 は、二〇一九年から二〇二一年までの期間における、コムーネの案件処理における形式面の瑕疵の状況をまとめたものである。なお、形式面の瑕疵は、一つの案件に複数認められる場合があることに注意する必要がある。

表4 コムーネの案件処理における形式面の瑕疵の状況

		2019年	2020年	2021年
形式面の瑕疵が認められた案件の件数 (a)		99件	110件	75件
(参考) 本案審理案件の件数 (b)		233件	265件	202件
(参考) (b) における (a) の割合		42.5%	41.5%	37.1%
(a) における形式面の瑕疵の内容とその割合	理由付け	50.5%	53.6%	58.7%
	調査原則	26.3%	29.1%	33.3%
	法規範の記載	6.1%	8.2%	13.3%
	不服申立て教示	6.1%	7.3%	18.7%
	再評価	8.1%	5.5%	1.3%
	当事者からの意見聴取	1.0%	1.8%	1.3%
	書面によらない決定*	1.0%	2.7%	—
	指導	1.0%	0.9%	—

※ 2019年の年次報告書は、「書面によらない決定 (Manglende skriftlig afgørelse)」ではなく「文書 (Akter)」と記載している。

表4にみるように、本案審理案件の約四割においてコムーネの案件処理に形式面の瑕疵があったことが分かる。また、形式面の瑕疵の内容として、理由付けの瑕疵が最も多く、続いて、調査原則 (undersøgelsesprincipper) の瑕疵、法規範の記載 (lovhævning) の瑕疵、不服申立て教示の瑕疵が多く見られることが分かる。

②形式面の瑕疵の内容

(1)理由付けの瑕疵

文書による決定は、当事者の希望が完全に満たされていない場合は、理由付けを含めなければならない。理由付けは、案件のどの情報がコムーネの評価にとって決定的であったかを明らかにするものでなければならず、関連した法規定の参照をも含めるものでなければならない。また、理由付けが十分であるというためには、事情によっては、市民が主張した見解への判断を含めることも要求される。何れにしても決定において裁量が認められる場合は、当該裁量にとって決定的であった主たる考慮事項が示されなければ

ばならない⁽⁵⁸⁾（以上については、「理由付け等」について定める行政手続法 (Forvaltningsloven) の第六章（第二二条から第二四条までの規定⁽⁵⁹⁾）を参照のこと）。そして不服審査会は、コムーネが案件の評価において何を重視したか、また、重視した事実が結果に対してどのような意味を持ったのかを理由付けにおいて明瞭に説明していない場合に、十分な理由付け、あるいは理由付けの欠缺として、理由付けの瑕疵と判断する⁽⁶⁰⁾。

なお、以上につき二〇二二年・年次報告は、「理由付け」はどのようなものである必要があるかを具体的に記している⁽⁶¹⁾ので、それを以下に引用する。

「理由付けは、以下でなければならぬ。

- ・ 市民に対して、決定の根拠及び背景に関しての完全な情報を与えるものでなければならぬ。
- ・ 決定の根拠が事実に基づいたもので、かつ、十分なものであることを保障するのに寄与するものでなければならぬ。

・ 彼／彼女がコムーネの決定に不服を申立てるかどうかに関して、市民の熟慮のための重要な根拠の構成要素となるものでなければならぬ。

・ 不服申立て機関に決定の適法性を評価する可能性を与えるものでなければならぬ。

また、不服審査会のホームページには「決定ひな型」として、「決定の作成のための標準例」⁽⁶²⁾が示されている。「決定ひな型」は、コムーネが決定を書かなければならないときにコムーネを援助し、コムーネに注意を喚起するとの目的で作成されているものである。本稿の末尾に「STUに関する案件の決定のためのひな型」⁽⁶³⁾を紹介することとする。

【資料】 2。

(2) 調査原則に関する瑕疵

調査原則に関する瑕疵は、コムーネが決定を行うに際して案件を十分に明瞭にさせていないと不服審査会が評価するときに認定される。調査原則に関する瑕疵が案件に認められる場合は、不服審査会はその殆どにおいて、案件を再処理のためにコムーネに差し戻すとの裁決を行うことになる。⁶⁴⁾

(3) 法規範の記載の瑕疵

法規範の記載の瑕疵とは、コムーネの決定における不十分な法規範の記載又は法規範の記載の欠缺のことである。決定においては、行政手続法に従って、決定の根拠となった法規の定めが示されなければならない。⁶⁵⁾ 行政手続法の第二四条第一項第一文は、「決定の理由付けは、決定がなされた根拠となる法規範の記載を含まなければならない。」と定めている。⁶⁶⁾

(4) 不服申立て教示に関する瑕疵

不服申立て教示の瑕疵とは、コムーネの決定における不十分な不服申立て教示又は不服申立て教示の欠缺のことである。報告書は不服申立て教示の瑕疵の例として次の例を挙げている。その例とは、コムーネがSTUに関する決定の不服申立て教示において四週間の不服申立て期間を設定したとの例である。⁶⁷⁾ STUの法令はSTUの決定に対して不服申立て期間を定めていない。したがって、以上の例は不服申立て教示の誤りということになる。なお、不服申立て教示に関する諸規定は行政手続法の第七章(第二五条及び第二六条)に定められている。

(5) 当事者からの意見聴取の瑕疵

当事者からの意見聴取の瑕疵について二〇一九年・年次報告と二〇二〇年・年次報告は次のように解説している。すなわち、「両親又は児童／若者には不利益となった案件において、当事者(両親又は若者)が重要な情報のごとで聴取されていなかったとの事実がある案件である。」⁶⁸⁾と解説している。両親報告書は当事者からの意見聴取の瑕疵につ

これ以上の解説はしていないが、また、二〇二一年・年次報告は意見聴取の瑕疵についてとくに解説をしていないが、これは、当事者からの意見聴取の瑕疵は年に一、二件を数えるだけであるとの事情に因るのかもしれない。

ところで、当事者からの意見聴取は行政手続法の第一九条に規定されている手続である。行政手続法の第一九条の規定と「当事者聴取」の内容については交告尚史の研究⁽⁶⁾を参照する必要があるが、交告はデンマーク法の当事者聴取（交告は *partshoring* を「当事者聴取」と訳している）は日本の行政手続法の聴聞よりも広い内包を有することを指摘した上で、当事者聴取について次のように説明している。すなわち、行政庁は自らが所持している事実面の情報や外部の専門家の評価を「当事者に伝達し、期間を定めて、意見を述べる機会を当事者に与えなければならない」「が」、「その手続を当事者聴取という。」と説明している⁽⁷⁾。この説明に触れた我われが想起するべきは、本稿において先に考察した「STU分野の不服申立て案件の処理手続」（二の2（2）⁽⁸⁾を参照）である。行政不服審査の手続ではあるが、当該の手続においても *partshoring* は以上の内容を有する手続として位置づいていた点に注目しておく必要がある。

(6) 指導 (*vejledning*) の瑕疵

指導の瑕疵について解説しているのは二〇一九年・年次報告と二〇二〇年・年次報告である。両報告書はともに、「教育を求めている者に対してムーネが、当該分野の法規について指導していなかった案件」を指導の瑕疵の例として挙げている⁽⁹⁾。そして具体例として次の例を紹介している。すなわち、ムーネが若者に対して、STUの中断と再開に関する諸規定について、当該教育（STU）を開始してから遅くとも五年で完了する必要があるとの規定を含めて指導していなかったとの例である。以下、引用する。

「若者はSTUを二〇二三年五月から二〇一六年五月まで承認されていたところ、二〇一五年九月に自身の課程を中断した。二〇一八年九月にムーネは、若者からの問い合わせに対し、STUの課程の半年がまだ残っていたこと

を伝えた。コムーネからは五年の期間について指導されていなかった。「以上に対し」審査会は、若者は正しく指導され、正しい指導にしたがって遇されたかのように扱われなければならないと評価した（現実調整に関する行政法上の原則 (den forvaltningsretlige grundsetning om realudligning) 参照)。²⁵との例である。²⁶

指導の瑕疵が認められた案件は年に一件あるかないかであるが、以上の例は、審査会がコムーネの指導の瑕疵を認めて、コムーネの決定を変更するとの裁決をした例であるということになる。

(7) 書面によらない決定 (manglende skriftlig afgørelse)

書面によらない決定について年次報告書は何も説明していないが、これは、文書により通知されるべき決定が口頭による決定のみで済まされた場合をいうものと思われる。問題はどのような場合に口頭による決定で済ますことが可能であるかであるが、ここでは、行政手続法の第二三条第一項一文が「口頭で決定を受けた者は、当該決定がその者に完全に承認を与えるのでない限り、書面による決定理由の発給を求めることができる。」と規定している点²⁴、また、STU省令が、コムーネ議会による次の決定、すなわち、個人の三年の教育計画の承認の決定、STUの解明期間に関する決定、実習の期間に関する決定、職権によるSTUの中断についての決定は、若者及び両親又は保護者に対し、文書により通知する旨を規定している点（第四条第三項、第六条第三項、第九条第二項、第一三条第三項）を指摘しておくこととする。

(8) 再評価 (genvurdering) の瑕疵

年次報告書は、再評価の瑕疵とはコムーネの再評価に関するものであり、再評価に関する瑕疵は大抵の場合、コムーネが両親に対して四週間の再評価期限についての情報を与えることなく、四週間の再評価期限を徒過したことによって引き起こされていると説明している。²⁵再評価の仕組み²⁶についての理解が必要であるが、これは国民学校分野で生

表 5 特別教育不服審査会における案件の処理期間の現状

	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年
すべての案件の処理期間の平均	3.4 か月	2.8 か月	3.2 か月	4.5 か月	4.4 か月
本案審理事件の処理期間の平均	4.0 か月	3.4 か月	4.0 か月	5.4 か月	5.3 か月
(参考) 不服申立ての受付件数	356 件	392 件	396 件	363 件	354 件
(参考) 終結案件の件数	354 件*	384 件	353 件	394 件	306 件
(参考) 本案審理事件の件数	247 件	260 件	233 件	265 件	202 件

※ この部分の情報は、2018 年の年次報告書⁽⁷⁷⁾を参照した。

じる形式面の瑕疵の問題であるので、本稿ではこれ以上、立ち入らないことにする。

(5) 不服審査会における案件の処理期間の現状

年次報告書は、不服審査会における案件の処理期間の現状を表 5 のとおり報告している。

最も直近の二〇二一年は、すべての案件の処理期間の平均は四・四か月となっている。また、審査会会議で審理された案件又は差し戻された案件 (de realitetsbehandlingsager: 本案審理事件) の案件処理期間の平均は五・三か月となっている。二〇二〇年と二〇二一年は、二〇一七年から二〇一九年までの期間と比べると、おおよそ一か月強、案件の処理期間が長くなっている。それがどのような理由によるものであるかについては、年次報告書は新型コロナウイルス感染症が社会にもたらした影響も含めて、とくに説明をしていない。

年次報告書は案件の処理期間に関することとして次のことを記している。すなわち、①本案審理事件は、審査会会議での審理を経て裁判に至る案件であるので、却下や他の当局への送致により終結されている案件よりもより長い案件処理期間を要すること(つまり、案件の審理との関係でより多くの情報を入力する必要がある可能性があること)、②案件処理期間は、受け付けた不服申立ての件数の影響を受けていること、③個々の案件において情報が不足している場合や、コミュニネ又は市民が取得を望

んでいる新しい情報を事務局が待ち受けなければならない場合は、それが案件の処理期間に影響を与えることなどを記述している。⁽⁷⁸⁾

このほかに年次報告書は、不服審査会の事務局が案件をできるだけ早く審査会へ提出することが常に焦点となると述べて、⁽⁷⁹⁾ 不服審査会の事務局は案件をできるだけ早く審査会に提出しようと努力していることを記述している。⁽⁸⁰⁾ 具体的には、①二〇二〇年秋には案件の処理期間を短縮する試みにおいて、会議リズムの変更を進める試みを策定して、たとえば、二〇二〇年には二〇一九年よりも二回多く会議を開催したこと（審査会会議は、二〇一九年は一二回、二〇二〇年は一四回、二〇二二年は一三回、開催されている）、②二〇二〇年秋以来、コミュニネが国民学校分野の不服申立て案件を不服審査会へ送付しなければならないときは（本章3（3）③における記述を参照）、社会不服審査庁のウェブ上の申立て用紙を使用することが可能になったということ、③不服審査会は二〇二〇年一二月において、すべてのコミュニネに対して、不服申立て案件の送付についてはウェブ上の申立て用紙を利用することを求めたということなどを記述している。⁽⁸¹⁾ ②③に見る「ウェブ上の申立て用紙」の利用は、手続をデジタル化する取り組みの一つといえるが、これについて年次報告書は、「コミュニネと不服審査会の双方において作業の軽減を図るものであり、これによって案件の処理期間の短縮を図ろうとするものである。」⁽⁸²⁾と説明している。

三 STU分野の不服申立てに対する特別教育不服審査会の案件処理の状況

本章では、STU分野の不服申立てに対する特別教育不服審査会の案件処理の状況について考察する。以下では、（1）審査会が受け付けたSTU分野の不服申立ての件数、（2）STU分野における最終案件の件数と結果の内訳、

表 6 審査会が受け付けた STU 分野の不服申立ての件数

	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年
STU 分野の不服申立ての件数 (a)	86 件	90 件	81 件	72 件	59 件
審査会が受け付けた不服申立ての件数 (b)	356 件	392 件	396 件	363 件	354 件
(b) における (a) の割合	24.2%	23.0%	20.5%	19.8%	16.7%

(3) STU 分野における本案審理案件の件数と結果の内訳、(4) 不服申立ての理由ごとの裁決の結果、(5) 若者において STU が検討されることになった主要な原因について記すこととする。なお、本章で示す表もこれまでと同様に、年次報告書の記述内容(報告書が掲載する表や図を含む)に基づき、筆者が作成したものである。

1 審査会が受け付けた STU 分野の不服申立ての件数

審査会が受け付けた STU 分野の不服申立ての件数は、近時、減少の傾向にある。二〇一七年においては、審査会が受け付けた三五六件の不服申立ての内、八六件が STU 分野の不服申立てであり、その割合は二四・二%であったが、二〇二一年においては、審査会が受け付けた三五四件の不服申立ての内、STU 分野の不服申立ては五九件であり、割合は一六・七%に低下している。その理由について年次報告書はとくに分析のコメントをしていないが、それでも、審査会が受け付けた不服申立ての中では、国民学校分野に次いで多いのが STU 分野の不服申立てとなっている(表 6 のほか、前掲の表 1 も参照のこと)。

2 STU 分野における終結案件の件数と結果の内訳

STU 分野の不服申立てにおいて終結した案件の件数と、終結した案件の結果の内訳は表 7・1 と表 7・2 にまとめたとおりである(参考として、国民学校分野の状況も掲載する。参考 1 と参考 2 の各表も参照のこと)。STU 分野の不服申立ての受付件数の減少も

表 7.1 STU 分野における終結案件の件数

	2019 年	2020 年	2021 年
終結案件の件数	63 件	88 件	48 件
参考（不服申立ての受付件数）	(81 件)	(72 件)	(59 件)

参考 1 国民学校分野における終結案件の件数

	2019 年	2020 年	2021 年
終結案件の件数	274 件	282 件	232 件
参考（不服申立ての受付件数）	(297 件)	(269 件)	(274 件)

あり、二〇二一年においては終結した案件の件数は四八件に止まっている。以下では、終結案件の各結果について考察することとする。

（1）「却下」権限により終結した案件

「却下」権限により終結した案件とは、当該案件を審理する権限を有しないとの理由で不服審査会が却下した案件である。たとえば、教育の場所への移動の支払いに関する決定や住居提供に関する決定に対する不服申立てがこれに当たる。これらは、特別教育不服審査会に対する不服申立ての対象となるムーネ議会の決定ではないので却下の対象となる（STU 法第一二条第二項、STU 省令第一九条第二項参照）。「却下」権限により終結した案件は年に数件見られるという状況にある。

（2）「申立人の申し出による中止」により終結した案件

「申立人の申し出による中止」により終結した案件とは、若者／当事者代理人が、審査会が案件を審理する前に不服申立てを取り下げることを選択した案件である。案件の取り下げはとりわけ、不服審査会が不服申立てを受け付けた後に、教育提供に関して若者／当事者代理人とムーネとの間で合意が得られることによって生じる。二〇二一年においては、終結した案件の約四分の一が「申立人の

表 7.2 STU 分野における終結案件の結果の内訳

		2019 年	2020 年	2021 年
却下 - 権限		4 件 (6.3%)	3 件 (3.4%)	4 件 (8.3%)
申立人の申し出による中止		16 件 (25.4%)	17 件 (19.3%)	13 件 (27.1%)
本案審理案件		43 件 (68.3%)	68 件 (77.3%)	30 件 (62.5%)
内訳	(非変更/支持)	(内 25 件 (39.7%))	(内 32 件 (36.4%))	(内 11 件 (22.9%))
	(変更/取消し)	(内 14 件 (22.2%))	(内 32 件 (36.4%))	(内 18 件 (37.5%))
	(差戻し)	(内 4 件 (6.3%))	(内 4 件 (4.5%))	(内 1 件 (2.1%))
その他		0 件 (0%)	0 件 (0%)	1 件 (2.1%)
終結案件の件数		63 件 (100%)	88 件 (100%)	48 件 (100%)

参考 2 国民学校分野における終結案件の結果の内訳*

		2019 年	2020 年	2021 年
却下 - 権限		10.9%	11%	10%
不服申立て期間による却下		4.4%	3%	4%
他の当局への送致		10.6%	9%	8%
申立人の申し出による中止		8.0%	12%	13%
本案審理案件		177 件 (64.6%)	180 件 (63.8%)	148 件 (63.8%)
(内訳)	(非変更/支持)	(内 98 件 (35.8%))	(内 93 件 (33.0%))	(内 78 件 (33.6%))
	(変更/取消し)	(内 61 件 (22.3%))	(内 59 件 (20.9%))	(内 45 件 (19.4%))
	(差戻し)	(内 18 件 (6.6%))	(内 28 件 (9.9%))	(内 25 件 (10.8%))
その他		1.5%	2%	1%
終結案件の件数		274 件 (100%)	282 件 (100%)	232 件 (100%)

※ 年次報告書は、国民学校分野における終結案件の結果を示す図や本文での記述において、本案審理案件を除いた各結果について、具体的な件数を示していない（本案審理案件については、参考 2 と下記の参考 3 に示すように、その内訳について件数を記述している）。

申し出による中止」により終結している。ここで注目しておくべきは、STU分野の不服申立て案件においては、以上により終結している案件が目立っている点である(因みに国民学校分野においては、二〇二一年は一三%となっている)。興味深い点ではあるが、年次報告書はなぜそのような状況にあるのかについてはとくに説明をしていない。

(3) 「本案審理案件」として終結した案件

「本案審理案件」として終結した案件とは、審査会がコムーネの決定を変更しないとの裁決(非変更/支持)、コムーネの決定を変更するとの裁決(変更/取消し)、コムーネにおける新たな処理と決定のために案件を差し戻すとの裁決(差し戻し)をした案件である。STU分野の不服申立てについて審査会は、表7・2に見るように、二〇一九年においては四三件(終結案件の内の六八・三%)、二〇二〇年においては六八件(同七七・三%)、二〇二一年においては三〇件(同六二・五%)の案件で本案を審理し、裁決している(国民学校分野の案件において審査会は、参考2の表に見るように、二〇一九年は六四・六%、二〇二〇年は六三・八%、二〇二一年は六三・八%の割合で本案を審理し、裁決している)。なお、不服申立て案件全体を見てみると、前掲の表3・1に見るように、審査会は約三分の二の案件で本案を審理し、裁決している状況にある(二〇一九年は六六・〇%、二〇二〇年は六七・三%、二〇二一年は六六・〇%)。以上の結果から、審査会におけるSTU分野の不服申立て案件の処理に特別の特徴があるということはできないが、ここでは審査会が、二〇二〇年においては七七・三%の案件(四分の三強に相当する)で本案を審理し、裁決していた点を指摘しておくこととする。

表 8 STU 分野における本案審理案件の結果の内訳

	2019 年	2020 年	2021 年
非変更／支持	25 件 (58.1%)	32 件 (47.1%)	11 件 (36.7%)
変更／取消し	14 件 (32.6%)	32 件 (47.1%)	18 件 (60.0%)
差戻し	4 件 (9.3%)	4 件 (5.9%)	1 件 (3.3%)
本案審理案件の件数	43 件 (100%)	68 件 (100%)	30 件 (100%)

参考 3 国民学校分野における本案審理案件の結果の内訳

	2019 年	2020 年	2021 年
非変更／支持	98 件 (55.4%)	93 件 (51.7%)	78 件 (52.7%)
変更／取消し	61 件 (34.5%)	59 件 (32.8%)	45 件 (30.4%)
差戻し	18 件 (10.2%)	28 件 (15.6%)	25 件 (16.9%)
本案審理案件の件数	177 件 (100%)	180 件 (100%)	148 件 (100%)

3 STU 分野における本案審理案件の件数と結果の内訳

本節では、STU 分野における本案審理案件について審査会が、非変更／支持、変更／取消し、差戻しの各裁決をどのような割合で行っているのかを確認することとする。

STU 分野の本案審理案件において審査会は、表 8 に見るように、二〇一九年は五八・一％（四三件中二五件）、二〇二〇年は四七・一％（六八件中三二件）、二〇二一年は三六・七％（三〇件中一一件）の割合でコムーネの決定を支持し、非変更の裁決をしている。他方、審査会は、二〇一九年は三二・六％（四三件中一四件）、二〇二〇年は四七・一％（六八件中三二件）、二〇二一年は六〇・〇％（三〇件中一八件）の割合でコムーネの決定を変更／取消している。また、二〇一九年は九・三％（四三件中四件）、二〇二〇年は五・九％（六八件中四件）、二〇二一年は三・三％（三〇件中一件）の割合でコムーネの決定を差戻している。

注目すべきは、二〇二〇年と二〇二一年における不服申立て案件の認容率の高さである。審査会が審査会会議での審理を経てコムーネの決定を変更／取消している割合が、本案審理案件の約

半数あるいは六割に達している点は驚くべきことといえる。因みに審査会は国民学校分野の案件においては、参考3の表に見るように、二〇一九年は三四・五% (一七七件中六一件)、二〇二〇年は三一・八% (一八〇件中五九件)、二〇二一年は三〇・四% (一四八件中四五件) の割合でコムーネの決定を変更/取消している (不服申立て案件の全体を確認すると、前掲の表3・2に見るように、審査会は二〇一九年は三一・二% (本案審理案件二三三件中七五件)、二〇二〇年は三四・三% (同二六五件中九一件)、二〇二一年は三一・二% (同二〇二件中六三件) の割合でコムーネの決定を変更/取消している)。また、審査会が差戻しの裁判をした案件も年に数件あるという点にも注目しておく必要がある。差戻しの裁判は、参考3の表に見るように国民学校分野の案件に一定数見られるが (二〇一九年は一〇・二% (一七七件中一八件)、二〇二〇年は一五・六% (一八〇件中二八件)、二〇二一年は一六・九% (一四八件中二五件)、これら案件は、コムーネの案件処理において案件の情報が十分に収集されずに、若者や児童に対する決定 (特別教育の決定) がコムーネにおいてなされている案件であるということになる (本稿二の3 (3) ⑦、及び同(4) ②(2)を参照のこと)。

4 不服申立ての理由ごとの裁判の結果

本節では、STU分野の不服申立て案件における若者の申立て理由 (不服理由) を確認した上で、申立ての理由ごとに、各申立てに対して審査会がどのような内容の裁判をしているのかを確認することにする。表9は、申立て理由に着目して審査会の裁判の結果をまとめたものである。

表 9 不服申立ての理由ごとの裁決の結果の内訳

STU の不服申立て理由	2019 年					2020 年					2021 年				
	支持	変更	差戻し	合計		支持	変更	差戻し	合計		支持	変更	差戻し	合計	
STU の制度対象者の拒否	13 件 50%	11 件 42%	2 件 8%	26 件 100%		8 件 21%	29 件 74%	2 件 5%	39 件 100%		1 件 5%	17 件 89%	1 件 5%	19 件 100%	
STU の場所の拒否	11 件 73%	2 件 13%	2 件 13%	15 件 100%		22 件 92%	1 件 4%	1 件 4%	24 件 100%		6 件 100%	0 件 0%	0 件 0%	6 件 100%	
STU の再開の拒否	0 件 0%	1 件 100%	0 件 0%	1 件 100%		1 件 33%	1 件 33%	1 件 33%	3 件 100%		1 件 50%	1 件 50%	0 件 0%	2 件 100%	
STU のその他の拒否	1 件 100%	0 件 0%	0 件 0%	1 件 100%		1 件 50%	1 件 50%	0 件 0%	2 件 100%		3 件 100%	0 件 0%	0 件 0%	3 件 100%	

(1) STU分野における不服申立ての理由

不服審査会が案件を審理の上、裁決し、案件を終結させると、不服申立て理由が記録される。STU分野で最もよく見られる申立て理由は二つあるが、中でも多くを占めるのは、制度対象者評価に関するものである。これは、ムーネがある若者について、当該若者はSTUの制度対象者には該当しないと評価した場合に生ずる不服である⁸³⁾。二〇一九年は四三の本案審理案件のうち二六件、二〇二〇年は六八の本案審理案件のうち三九件、二〇二一年は三〇の本案審理案件のうち一九件が制度対象者評価に関するものであった。

もう一つは、教育の場所が不服であるとして申し立てがなされる案件である。これは、ムーネが提供する教育の場所よりも、若者が他の教育の場所で自身のSTUを実行することを希望する場合に生ずる不服である⁸⁴⁾。二〇一九年は四三の本案審理案件のうち一五件、二〇二〇年は六八の本案審理案件のうち二四件、二〇二一年は三〇の本案審理案件のうち六件が教育の場所を不服の理由とするものであった。

このほかに、ムーネによるSTUの再開の拒否を不服理由とするものが年に数件見られる。また、STUのその他(以上の三つ以外)の拒否を不服理由とするものが年に数件ある。

(2) 不服申立ての理由ごとの裁決の結果

以上に見たとおり、STU分野の不服申立て案件には大きく二つの不服申立て理由がある。そしてこれに「STUの再開の拒否」を理由とする不服申立てが加わる。整理すると、STU分野における主要な不服申立て理由は次の三つということになる。すなわち、①STUの制度対象者に属することの拒否を理由とする案件(若者がSTUの制度対象者であるかどうかを争点とする案件)、②STUの教育の場所に関する若者の希望の拒否を理由とする案件(ST

U を行う教育の場所の選択を争点とする案件)、③STUの再開の拒否を理由とする案件の三つである。

まず、①を理由とする不服申立て案件の裁決の結果をみてみることにする。表9に見るように、STUの制度対象者に属することの拒否を理由とする不服申立て案件では、二〇一九年は二六件中一件(四二%)、二〇二〇年は三九件中二九件(七四%)、二〇二一年は一九件中一七件(八九%)で変更/取消しの裁決がなされている。他方、支持/非変更の裁決がなされている案件は、二〇一九年は二六件中一三件(五〇%)、二〇二〇年は三九件中八件(二一%)、二〇二一年は一九件中一件(五%)となっている。いずれの年も変更/取消しの件数は多く(割合は高く)、二〇二一年は突出した結果になっている。なお、①の案件について審査会は次の検討に基づき裁決を行う。すなわち、「若者が他の青年期教育の場合によっては支援(特別教育上の支援又は他の支援)でもって成し遂げることができかどうか」の具体的な評価と検討に基づいて裁決を行う。⁸⁵⁾

次に、②を理由とする不服申立て案件の裁決の結果であるが、STUの教育の場所に関する若者の希望の拒否を理由とする不服申立て案件では、二〇一九年は一五件中二件(一三%)、二〇二〇年は二四件中一件(四%)、二〇二一年は六件中〇件(〇%)で変更/取消しの裁決がなされている。他方、支持/非変更の裁決がなされている案件は、二〇一九年は一五件中一件(七三%)、二〇二〇年は二四件中二件(九二%)、二〇二一年は六件中六件(一〇〇%)となっている。この結果は、①を理由とする不服申立て案件とは対照的である。つまり、変更/取消しの件数は少なく(割合は低く)、不服審査会が裁決した案件の全体から見ても低い水準にある(前掲の表3・2を参照)。なお、②の案件について不服審査会は次の検討に基づき裁決を行う。すなわち、コミュニネのSTUの教育の場所の選択が、若者の困難、ニーズ及び関心、並びに教育計画において若者の教育期間(den unges uddannelsesforløb)のために立てられている職業的、個人的及び社会的な諸目標に応じることができかどうかの具体的な評価⁸⁶⁾に基づき裁決を行う。⁸⁷⁾

最後に、③を理由とする不服申立て案件の裁決の結果であるが、STUの再開の拒否を理由とする不服申立て案件では、二〇一九年は一件中一件(一〇〇%)、二〇二〇年は三件中一件(三三%)、二〇二一年は二件中一件(五〇%)で変更/取消しの審判がなされている。③を理由とする不服申立て案件自体が少ない状況にあり結果の評価は難しいが、二〇一九年から二〇二一年までの三年間において、六件中三件(五〇%)で変更/取消しの裁決がなされていることを確認しておくこととする。

5 若者においてSTUが検討されることになった主要な原因

不服審査会は、若者においてSTUが検討されることになった主要な原因が案件の諸情報から明らかになっている場合は、当該主要原因を案件の終結時に記録する⁽⁸⁸⁾(これは本案審理案件において行われる)。年次報告書はその内容も紹介しているが、その記述を一覧にしてみたのが表の10である。それによると、若者においてSTUが検討されることになった主要な原因としては、若者が自閉症スペクトラム障害 (autismespektrumforstyrrelse) であつた案件⁽⁸⁹⁾が最も多く、続いて、若者が一般的な学習困難 (generelle indlæringsvanskeligheder) / 注意欠如症 (ADHD) / 多動症 (ADD) / 精神病の問題状態 (psykiatrisk problemsstilling) / 社会的感情的困難 (socio-emotionelle vanskeligheder) / 軽度の知的障害 (lettere mental retarderede) / 重度 / 中度の知的障害 (svær/middelsvært mentalt retarderede) / 症候群 (syndromer) / 不安に関する障害 (angstproblematik) / 会話と言語の障害 (tale- og sproglige vanskeligheder) / 強迫性障害 (OCD) / 視力の問題 (synsproblem) / 失読症 (dysleksji) / その他 (andet) であつた案件が報告されている⁽⁹⁰⁾。年次報告書の報告に見るように、発達障害や身体上、精神上的の障害、あるいは知的な障害等を有することが、若者がSTUを検討する主要な原因になっている。

表 10 若者において STU が検討されることになった主要な原因

	2019 年	2020 年	2021 年	合計
自閉症スペクトラム障害	16 件	30 件	18 件	64 件
一般的な学習困難	5 件	10 件	2 件	17 件
注意欠如症／多動症*	3 件	8 件	1 件*	12 件
精神病の問題状態	2 件	5 件	1 件	8 件
社会的感情的困難	3 件	3 件	2 件	8 件
軽度の知的障害	2 件	4 件	—	6 件
重度／中度の知的障害	3 件	1 件	—	4 件
症候群	1 件	1 件	2 件	4 件
不安に関する障害	2 件	1 件	—	3 件
会話と言語の障害	1 件	1 件	—	2 件
強迫性障害	—	1 件	—	1 件
視力の問題	—	1 件	—	1 件
失読症	—	—	1 件	1 件
その他	5 件	2 件	3 件	10 件
本案審理案件の件数	43 件	68 件	30 件	141 件

※ 2021 年の年次報告書では「注意欠如症（ADHD）」のみが記載されている。

若者において STU が検討されることになった主要な原因は以上のとおりであるが、ここで、STU の制度対象者の評価と決定はどのように行われているのかについて、再度、確認しておくこととする。

本稿の 4 において記したように、STU の制度対象者は、他の青年期教育を成し遂げる可能性を有しない若い発達上の障害を有する者及び特別のニーズを有するその他の若者である（STU 法第一条第二項、STU 省令第一条第一文）。このように STU の法令は、STU の制度対象者を確定する「心身の機能低下等の特定のタイプ又は特定の診断」について定めていないので、コミュニケーションを希望する若者が「他の青年期教育を成し遂げる可能性を有しない若者」に該当するかどうかの評価を行い、この評価に基づき制度対象者の

決定を行うことになる (STU法第三条第一項・第二項参照)。注目するべきは、STUの制度対象者の評価と決定においては、コムーネ議会に広い裁量が認められているということである。もつとも、当該の評価と決定においては、若者及び両親の希望の尊重をはじめ、適切かつ十分な情報に基づいた担当者の高度な専門的判断が要求されている。その手続を定めているのがSTU法の第三条第二項の規定であるが、同項は、「コムーネ議会は、若者及び両親との協議の後に、当該若者がSTUに受け容れられ得るかどうかについて、第一項の規定に基づき決定する。コムーネ議会は、必要な範囲で、当該コムーネ又は他のコムーネの、教育学・心理学上の評価を含む専門家からの意見、及び若者が通っていた学校からの意見を収集する。」と定めている。つまりSTU法は、以上の手続(当事者との協議 (samråd))と専門家や学校からの意見収集の手続)を定めることにより、コムーネ議会の決定の適法性と妥当性を担保しようとしている。そして不服審査会においては、コムーネ議会の決定の適法性と妥当性を形式面の瑕疵の有無の観点からも審査し、STUの制度対象者の評価をめぐる不服申立て案件の裁決を行うこととしているのである(本稿二の3(4)を参照)。

おわりに

本稿では、特別教育不服審査会が発行する年次報告書の記述内容を参照して、STUの提供に関するコムーネ議会の決定をめぐる若者からの不服申立てと、申立てに対する特別教育不服審査会の案件処理の状況を紹介してきたが、本研究により明らかになったこととして、先ずは次の二つのことを指摘することができる。一つは、デンマークの特別教育不服審査会は、不服申立て案件の全体にいえることではあるが、とりわけSTU分野の不服申立て案件の多く

について認容の裁決をしているということである。またもう一つは、不服申立て案件の審理において審査会は、コミュニケーションの案件処理に形式面の瑕疵があったかどうかを丁寧審査しているということである。いずれも興味を覚える事実といえる。そこで、本研究で得た以上の知見を踏まえて、今後の研究課題を以下に整理しておくこととする。

前者については、本案審理案件における認容率の高さはいかなる理由によるものかを STU 制度の制度特徴の理解とともに、特別教育不服審査会の構成と事務局サービスの実際、そして審査会委員の専門性等に着目した分析が必要であると思われる。また、デンマークにおける不服審査機関の果たす役割の大きさを行政統制の見地から研究することが必要である⁹¹。そして後者については、特別教育不服審査会はコミュニケーションの案件処理に見られる形式面の瑕疵を实体審査において如何に考慮しているのかを事例検討を通じて明らかにすることが必要であると思われる。

ところで、年次報告書は一つの章ないし節を設けて特別教育不服審査会の取り組みから選び出した幾つかのテーマ (udvalgte emner) について記述している。ここで取り上げられている具体例は実際の案件を下にして記述されているものであり、コミュニケーション議会における案件処理と STU の教育提供の実際、また、審査会における審理と具体的な案件処理の様子などを伺い知ることができる内容となっている。年次報告書の記述の中で最も関心を惹く部分の一つになっているが、本稿では残念ながら当該箇所の紹介と考察を行うまでには至らなかった。そのような次第で、年次報告書の以上の記述部分の紹介と考察は、別稿を新たに用意して行うこととしたい。

安達和志先生には、神奈川大学大学院博士後期課程に在学以来、深甚なるご指導を賜っている。とくに、エイデル研究所の『季刊教育法』の企画「子ども・教育と裁判」の編集会議では、筆者が用意した判例紹介原稿や判例研究原稿について、先生から多くの貴重なコメントをいただいた。筆者の教育法学への関心も先生のご指導に浴する中で芽

生えたものである。

末筆ではあるが、これまでに先生から頂いた学恩のすべてに感謝を申し上げるとともに、先生の今後のますますのご健勝を心よりお祈り申し上げます。

【資料】

1 特別教育不服審査会の手続規則に関する省令 (二〇一四年九月一五日省令第九九八号) (Bekendtgørelse om forretningsorden for Klagenævnet for Specialundervisning (Bekendtgørelse nr 998 af 15/09/2014)) の仮訳

国民学校に関する法律 (二〇一四年六月二〇日統合法律第六六五号) の第五条 a 第三項から第五項までの規定により、また、子ども、男女共同参画、統合及び社会問題担当大臣との協議に基づき、以下のように定める。

事務局サービス等

第一条 特別教育不服審査会の事務局サービスは、子ども、男女共同参画、統合及び社会問題省の下の社会不服審査庁により管理される。

2 事務局の構成員は、会長又は不服審査会が別段の決定をするのでなければ、審査会の会議に出席する。

第二条 KL (訳者注、Kommunerne Landsforening : コムーネの全国組織) が特別の専門家アドヴァイザーを指名することを希望する場合 (国民学校法の第五条 a 第二項参照) は、会長は以上について文書により通知されな

ればならない。

2 特別のアドヴァイザーは、会長の決定に従い、審査会の会議に出席するものとする。

案件の準備

第三条 会長は、案件が審査会における裁決のために提出される前に、案件が十分に明瞭にされるように、また、案件の準備が終了した後、遅くとも四週間で裁決を下すことを目途として、迅速に案件処理の進めを進めるよう配慮する。

2 案件の準備に関連して、不服申立ての教示、理由付け及び当事者からの意見聴取に関する規定を含む、行政手続法の諸規定が遵守されていないことが確認された場合は、そのことが案件資料に明確に記載されなければならない。

3 会長は、申立人及び当局からの意見の提出のための期限を定めることができるが、この場合、当該期限の終了までに申立人及び当局からの意見が受け付けられないときは、審査会は証拠資料に基づいて裁決することができる。

不服審査会の会議

第四条 会議は、不服審査会により定められた会議日に開催される。会長は一四日前の通知により、会議を中止すること、また、臨時会議のために審査会を招集することができる。

2 会長は、会議で審理することになる案件のリスト及び案件の解明のための資料を付した議題が、会議の遅くとも

八日前までに発送されるように準備する。関連する案件資料を付した議題は、当該会議に出席する委員、代理人及び専門家アドヴァイザーに送付される。

3 委員が会議に出席することが困難である場合は、会長は委員の代理人を招集する。

第五条 不服審査会の会議は非公開とする。

2 会長は、申立人、生徒、参加人又はこれらの者の代理人が、自ら出席して審査会に対して自身の意見を述べることを許可することができる。当該の者は、審査会の審議及び議決に出席することはできない。

案件の裁決

第六条 会長は、審査会の会議で、審議及び議決を指揮する。

第七条 不服審査会の裁決は、投票の過半数により行われる。同投票数の場合は、会長の投票が決する。

2 不服審査会の裁決は、各会議の後に会議に出席した委員により署名される決議の議事録に記載される。裁決について一致がない場合は、反対意見が議事録に記載されなければならない。関係者は、自身の反対意見の簡潔な理由が議事録に記載されることを要求することができる。

3 不服審査会の裁決は、裁決の理由付けとともに文書により作成される（行政手続法の第二四条参照）。当該の裁決は一致でなされているかどうか、又は一人若しくはそれより多くの委員が多数とは異なる見解であるかどうか、裁決に明記されなければならない。

第八条 会長は、委員に提案を送付することにより、案件を書面で裁決することを決定することができる。ただし、委員が会議での審理を要求する場合は、案件は会議で審理されなければならない。

第九条 不服審査会は、会長に対して次の案件を却下する権限を与えることができる。

一 不服申立ての権利のない者から提出されている案件

二 法に定められた不服申立て期間の経過後に提出されている案件

三 審査会の裁決がなされた後に再度の審理を求める案件に關係する案件、又は、

四 審査会の権限に含まれていない案件

2 不服審査会は、行政手続法の第一六条に基づく文書の閲覽に關する案件を含む、第一項に列挙された案件とは別の案件及び案件タイプについて、会長に裁決を下す権限を与えることができる。

3 会長は、第一項及び第二項に基づく自身の権限の全部又は一部を事務局に委任することができる。

不適格及び守秘義務

第一〇条 審査会の委員及び代理人が不適格である場合は、その誰もが案件の審理に出席することはできない（行政手続法の第三条参照）。

第一一条 委員及び代理人は、その者の不適格の原因となり得る状況について、審査会に報告する義務を有する。同様に、そのような状況を知る審査会その他の委員及び代理人の各人は、当該の状況について審査会に報告する義務を有する。

第二二条 不服審査会は、委員又は代理人が案件の審理に出席することができるとかを自ら決定する。当該の委員又は代理人は、その者の不適格に關する問題の審議及び決定に自身が出席することはできない。同投票数の場合は、会長の投票が決する。

2 委員又は代理人が辞職しなければならないかどうかについての問題は、可能な限り、現実の案件の審理が審査会で開始される前に提起されなければならない。

第二三条 第一〇条から第一二条までの規定は、専門家アドヴァイザーに対して同様に適用される。

第四條 審査会の委員、代理人及び専門家アドヴァイザーは、守秘義務を有する（行政手続法の第二七条参照）。

裁決及び年次報告書の公開

第五條 不服審査会は、匿名化された形式で具体的な裁決を公開すること、及び審査会の職務活動の概要を公開することを決定することができる。

第六條 不服審査会は、毎年三月一日までに、前年の自身の活動についての報告書を作成する。当該報告書は、不服審査会のホームページで公開される。

発効

第七條 この省令は、二〇一四年一〇月一日に効力を発する。

2 広範な特別教育のための不服審査会の手続規則に関する省令（二〇〇六年五月一九日省令第四四六号）及び特別教育不服審査会の事務局サービスに関する省令（二〇一二年六月二七日省令第七一二号）は、廃止される。

2 STUに関する案件の決定のためのひな型：STU（特別に計画された青年期教育）に関する案件のための決定ひな形の例（Skabelon til afgørelser i sager om STU：Eksempel på afgørelsesskabelon til sager om STU (særligt tilrettelagt ungdomsuddannelse)）

表題（表題は、それが決定であるということが明確に現れていなければならない。）

・当該案件は何が問題であるかをはっきりさせる。

例

「私たちは、あなたの／あなた方の息子／娘（名前）の特別に計画された青年期教育についてのあなた／あなた方の申請を受理しました。」

「私たちは、あなたの／あなた方の……の手紙／メールを受け取りました。」

「私たちは、あなたの／あなた方の……についての案件で決定しました。」

結果

・どのような結果に至ったかを簡潔かつ正確に述べる（STUの拒否又は提供、どの教育場所か）。

例

「私たちは、（名前）に対して、（場所）での特別に計画された青年期教育を（日付）開始で提供します。」

「私たちは、（名前）に対する特別に計画された青年期教育を拒否します。」

理由付け

- ・当該結果にどのようなようにして至ったかを説明する。

当該説明には次のことを含めなければならない。

(1) 具体的な評価

例

- ー 私たちは、(名前) が通常の青年期教育を支援によっても成し遂げることができないと評価します。
- ー 私たちは、(名前) が通常の青年期教育を場合によっては支援によって成し遂げることができると評価します。
- ー 私たちは、教育に関する (名前) の目標は、(教育の場所) で応じることができると評価します。

(2) 重視した具体的な専門的情報 たとえば、教育学上・心理学上の助言、児童精神医学、V I S O (訳者注、Den nationale videns-og specialrådgivningsorganisation : 国の知識・特別助言組織)、学校の意見等からの具体的な専門的情報

例

- ー 私たちは、(日付) の P P V (教育学上・心理学上の助言) から、……ということが明らかであるということ看重します。
- ー 私たちは、学校が (名前) は学力的に年齢相当でないと記述していることを看重します。

法令

・どの法律とどの条が適用されているかをはっきりさせなければならない。また、常に最も直近に公示された法律
 ／省令を参照しなければならない。

例

私たちは、国民学校法（日付）統合法律第 XX 号）に基づき決定しました。

ー私たちは、STU の制度対象者に関する STU 法の第一条第二項及び第二条第一項を参照しています。

ー私たちは、個人教育計画の作成に関する STU 法の第三条第三項を参照しています。

不服申立て教示

・手続、不服申立ての機関及び不服申立て期間が明らかでなければならない。

例

不服申立て教示

あなた／あなた方は、ムーネの決定に対して、社会不服審査庁・特別教育不服審査会 (Tegholmsgade 3, 2450 København SV) に不服を申立てることができます。

あなた／あなた方は、口頭又は書面で不服を申立てることができます。

書面による申立ては、社会不服審査庁・特別教育不服審査会、七九九八 国家サービスに発送する必要があります。
 あなたは、電話番号三三三 四一一二〇〇で、電話で不服審査会に連絡することができます。

不服申立て期間は存在しません。

不服申立て権に関する諸規定は、STU法の第一二条に存在します。あなた／あなたの方は、ここをクリックすることにより、特別不服審査会について、より多くのことを知ることができます。

注

- (1) 筆者はこれまでにSTU制度の研究として、STUを形作るSTUの法令の構造について考察したことがある。拙稿「デンマークの特別のニーズを有する若者を対象とする青年期教育制度について——デンマークのSTU法の構造(一)(二)(三・完)」桜花学園大学保育学部研究紀要第二〇〇号(二〇一九年)八三—一〇二頁、第二二〇号(二〇二〇年)一〇五—一二九頁、第二三〇号(二〇二一年)一六七—一九〇頁。
- (2) デンマークの自治制度とデンマークの自治体の組織の特色については、本稿1の3において説明する。当該の箇所を参照のこと。
- (3) 特別教育不服審査会の手続規則に関する省令第一六条は、「不服審査会は、毎年三月一日までに、前年の自身の活動についての報告書を作成する。当該報告書は、不服審査会のホームページで公開される。」と規定している。
- (4) Årsrapport 2021, Klagenævnet for Specialundervisning, Februar, 2022 (<https://ast.dk/publikationer/arsrapport-2021-klagenævnet-for-specialundervisning> 最終確認二〇二三年二月二八日)。
- (5) 本稿における引用も同様とする。たとえば、「二〇二二年・年次報告一頁」と表記する。各年次の「年次報告書」の引用も右の例に依ることとする。
- (6) 二〇二一年・年次報告四頁。
- (7) Årsrapport 2019, Klagenævnet for Specialundervisning, Marts, 2020 (<https://ast.dk/publikationer/arsrapport-19-klagenævnet-for-specialundervisning-2019> 最終確認二〇二三年二月二八日)。
- (8) Årsrapport 2020, Klagenævnet for Specialundervisning, Marts, 2021 (<https://ast.dk/publikationer/arsrapport-2020-klagenævnet-for-specialundervisning> 最終確認二〇二三年二月二八日)。
- (9) 各年次の報告書には同様の内容の記述が少なからず見られる。そこで、そうした内容の記述を本稿において引用ないし参照する場合は、基本的に二〇二一年・年次報告が記述する内容を引用ないし参照することとする。したがって、本稿での脚注における報告

書の該当頁の記載は、特別の必要がない限り、二〇二一年・年次報告について行うこととする。なお、二〇一九年・年次報告と二〇二〇年・年次報告には同様の記述があるが、二〇二一年・年次報告には当該の記述が見られない場合もある。そのような場合は、基本的に二〇二〇年・年次報告が記述する内容を引用しないし参照することとする。つまり、本稿における報告書の記述内容の引用ないし参照は、最も直近の報告書に依拠して行うこととする。

- (10) Årsrapport 2022. Klagenævnet for Specialundervisning, Februar, 2023 (<https://ast.dk/publikationer/arsrapport-2022-klagenaevne-for-specialundervisning> 最終確認二〇二三年二月二八日)。
- (11) デンマークの STU については、拙稿・前掲注(1)のほか、前掲注(1)「デンマークの特別のニーズを有する若者を対象とする青年期教育制度について——デンマークの STU 法の構造(一)」の注(3)において掲載した文献を参照のこと。
- (12) STU 法及び STU 省令の全文訳については、拙稿・前掲注(1)「デンマークの特別のニーズを有する若者を対象とする青年期教育制度について——デンマークの STU 法の構造(三・完)」一七三頁以下を参照のこと。研究を進める中で、より適切な訳語の選択が必要であると考えるに至った箇所もあるが、考察の混乱を避けるため、本稿の記述においても上記の拙訳をそのまま用いることにする。
- (13) 本稿における引用においても単に「指針」と記す。たとえば、「指針第一章」と記すこととする。
- (14) デンマークの自治体及び自治制度については、交告尚史「デンマークの計画法の構造」兼子仁先生古稀記念論文集刊行会編『分権時代と自治体法学』(勁草書房、二〇〇七年)三四九—三五三頁、竹下謙監修・著『よくわかる 世界の地方自治制度』(イマジン出版、二〇〇八年)一四八頁以下「交告尚史執筆」を参照のこと。
- (15) 交告・前掲注(14)「デンマークの計画法の構造」三五二頁を参照。
- (16) 若者の教育ガイダンスについては、たとえば、谷雅泰、青木真理編『転換期と向き合うデンマークの教育』(ひとなる書房、二〇一七年)の第五章「若者の進路選択の支援」一五三頁以下「青木執筆」を参照。
- (17) 谷、青木編・前掲書注(16)の一五五頁、一五九頁の記述を参照。
- (18) 二〇一八年六月八日法律第七四六号 (Lov nr. 746 af 08/06/2018) による改正である。
- (19) KUI については、青木真理、谷雅泰「デンマークの若者支援の新しい制度——KUI について——」福島大学人間発達文化学類附属学校臨床支援センター紀要第二号(二〇二〇年)四五—五三頁を参照のこと。同文献ではオズオワコムーネ (Rodovre Kommune) の KUI が紹介されている。
- (20) 同法の現行法は、二〇二二年一月五日統合法律第一三九三号 (Lovbekendtgørelse nr. 1393 af 05/10/2022) である。

- (21) 二五歳未満の若者に対するコムーネの活動に関する法律の第二条第二項は、「コムーネ議会は、二五歳未満のすべての若者が青年期教育に取り組み準備又は職業に従事する準備をすることを目的とする、二五歳未満の若者を対象とする結合したコムーネの若者組織 (en sammenhængende kommunal ungdomssats) を設立する。」と定めている。
- (22) 青年期教育及び職業の選択についての指導に関する省令の第一条第一項は、「この省令に定める指導は、コムーネの若者組織 (den kommunale ungdomssats) を通じてコムーネ議会により提供される。」と定めている。また、第四条は、「コムーネ議会は、特別のニーズを有する若者を対象とする青年期教育 (特別のニーズを有する若者を対象とする青年期教育に関する省令参照) に関する指導を提供する。」と定めている。
- (23) 拙稿・前掲注 (1) 「デンマークの特別のニーズを有する若者を対象とする青年期教育制度について——デンマークの STU 法の構造 (三・完)」一七九—一八〇頁を参照。
- (24) 指針第二章を参照。
- (25) ここで、STU の内容をあらためて確認しておくこととするが、STU は、個々の若者の能力、成熟及び興味に対する考慮のもとに、考えられる最も広い範囲で計画されなければならないことになっている。また、計画され、かつ調整された課程を構成するものでなければならぬことになっている (STU 法第四条第一項)。さらに、個人の発達の進行が目標として定められなければならない、可能性のある更なる教育や職業従事に応じて、若者の可能性に焦点が合わされなければならないことになっている (STU 省令第五条第一項)。
- (26) 指針第五章を参照。
- (27) 指針第五章を参照。
- (28) なお、実習を含む実際の諸活動の時間数は、以前は、STU 法において年当たりの最高の時間数が定められていた。具体的に、一年に二八〇時間を上限とする旨が定められていた。ただし、若者及び両親の希望が若者にとって最良であることを示す特別な根拠があるときは、コムーネ議会は二八〇時間の上限を変更することができる旨が定められていた。法制定時の STU 法 (二〇〇七年六月六日法律第五六四号 (Lov nr. 564 af 06/06/2007)) の第七条第二項・第三項参照。
- (29) 二〇二一年・年次報告一六頁は、特別教育不服審査会が審査することのできるコムーネ議会の決定として、以上の①から⑦のコムーネ議会の決定を挙げている。
- (30) 指針第一〇章を参照。
- (31) 社会不服審査庁については、斉藤弥生、石黒暢編『新 世界の社会福祉 第三卷 北欧』(旬報社、二〇一九年) 二四二頁「石黒

「執筆」を参照。

(32) 二〇二一年・年次報告九頁。

(33) ここでは、国民学校法第五一条 a 第三項と第四項の規定を記しておくこととする。同条第三項は、「審査会の会議は、審査会が個別の案件において公開を決定するのでなければ非公開とする。子ども・教育大臣は、審査会の手続規則を定める。」と規定している。そして同条第四項は、「子ども・教育大臣は、審査会からの提案の後に、審査会の活動に関する詳細な規則を定める」と規定している。

(34) 二〇二一年・年次報告八頁。

(35) 二〇二一年・年次報告九頁。

(36) 二〇二一年・年次報告一〇一―一二頁。

(37) 二〇二一年・年次報告一二頁。

(38) この点について付言すると、スウェーデンの行政手続法は遅延決定対策を法文化している。交告尚史『スウェーデン行政法の研究』（有斐閣、二〇二〇年）八五―八六頁を参照。

(39) 二〇二一年・年次報告一―一二頁。

(40) 二〇二一年・年次報告一―三頁。

(41) 審査会手続省令第九条第一項は次のように定めている。

第九条 不服審査会は、会長に対して次の案件を却下する権限を与えることができる。

一 不服申立ての権利のない者から提出されている案件

二 法に定められた不服申立て期間の経過後に提出されている案件

三 審査会の裁決がなされた後に再度の審理を求める案件に係る案件、又は、

四 審査会の権限に含まれていない案件

(42) 二〇二一年・年次報告一六頁。

(43) ただし、不服申立て期間を徒過して申立てられた案件においても、審査会が当該案件の諸情報に「案件を審理するべきである」ということを根拠づけることのできる諸情報があると評価する場合は、当該案件は不服審査会において審理されることになる。二〇二一年・年次報告一七頁を参照。

(44) 二〇二一年・年次報告一六頁。

- (45) 二〇二一年・年次報告一八頁。国民学校法第五一条c第一項の規定を参照のこと。
- (46) 二〇二一年・年次報告一八頁。国民学校法第五一条c第二項の規定を参照のこと。
- (47) 二〇一九年・年次報告三八頁。
- (48) 二〇二〇年・年次報告四七頁。
- (49) 二〇二一年・年次報告一九頁。この点については、審査会手続省令第九条第二項の規定を参照のこと。同項は、「不服審査会は、行政手続法の第一六条に基づく文書の閲覧に関する案件を含む、第一項に列挙された案件とは別の案件及び案件タイプについて、会長に裁決を下す権限を与えることができる。」と定めている。
- (50) 二〇二一年・年次報告一九頁。
- (51) 二〇二一年・年次報告一九頁。
- (52) 二〇一九年・年次報告二二頁。
- (53) 二〇一九年・年次報告二二頁。
- (54) 二〇二一年・年次報告五九頁。
- (55) なお、不服審査会は、変更又は差戻しの裁決をする案件において、変更又は差戻しの理由が主要な形式面の案件処理の瑕疵よりも他に基づく場合(たとえば、実体規定の適用である場合)は、単に審査 (Kritik) を表明するだけである(二〇二一年・年次報告五九頁を参照)。報告書は、形式面の瑕疵が案件の適法性と妥当性の審査においてどのような影響を与えるかについては特別に述べていないが、この点は重要な論点であるといえる。
- (56) この点に関し指針は第一〇章において次の解説をしている。すなわち、「不服申立ての審理に際し特別教育不服審査会は、当事者からの意見聴取、理由付記及び不服申立ての教示についての諸規定を含めて、当該コムーネの案件処理に関する形式面の定め (formelle regler for kommunens sagsbehandling) が遵守されているかどうかを判断することになる。一方、特別教育不服審査会は、当該コムーネのより一般的な行政手続、たとえば、案件処理期間 (sagsbehandlingstiden) に対する判断は行うことができない。」と解説している。
- (57) 二〇二一年・年次報告五九頁。
- (58) 二〇二一年・年次報告六〇頁。
- (59) デンマークの行政手続法については、交告尚史「デンマークの行政手続法の概要と理由付けに関する規定」行政法研究第二七号(二〇一八年)一一七―一三〇頁を参照。同論文の二二七―二二八頁には行政手続法第六章の規定(第二二条から第二四条までの規

- (定) の日本語訳が掲載されている。
- (60) 二〇二一年・年次報告六〇頁。
- (61) 二〇二一年・年次報告六一頁。
- (62) <https://ast.dk/naevn/klagenaevnet-for-specialundervisning/oplysninger-for-professionelle/algorelsseskabelon> (最終確認 二〇二三年二月二八日)
- (63) <https://ast.dk/tiler/naevn/klagenaevnet-for-specialundervisning/skabelon-til-avgorelser-om-stu.pdf> (最終確認 二〇二三年二月二八日)
- (64) 二〇二〇年・年次報告六三頁。
- (65) 二〇二〇年・年次報告六四頁。
- (66) 交告・前掲注(59) 一二八頁。
- (67) 二〇二〇年・年次報告六四頁。
- (68) 二〇一九年・年次報告五六頁、二〇二〇年・年次報告六四頁。
- (69) 交告・前掲注(59) 一二四頁に行政手続法第一九条第一項の日本語訳が掲載されている。
- (70) 交告・前掲注(59) 一二四頁。
- (71) 二〇一九年・年次報告五六頁、二〇二〇年・年次報告六五頁。
- (72) 二〇一九年・年次報告五七頁、二〇二〇年・年次報告六五頁。
- (73) 当該案件は、STUからの中断を中止することについての若者の申請(STUの再開申請(STU法第八条第二項)に対し、コムーネがSTU法第二条第四項を理由として当該申請を却下した事案であると思われる(STU法第八条第二項、第三条第一項・第三項参照)。もちろん、STUの再開申請に対するコムーネの却下決定は不服申立ての対象となる(STU法第一条第二項、STU省令第一九条第二項第三号)。
- (74) 交告・前掲注(59) 一二七頁を参照。
- (75) 二〇一九年・年次報告五五頁、二〇二〇年・年次報告六四頁。なお、二〇二二年・年次報告は「再評価」についてとくに記述していない。
- (76) 再評価の仕組みについては、国民学校の特別教育及び他の特別教育上の支援に関する省令(二〇一四年六月二〇日省令第六九三号)(Bekendtgørelse om folkeskolens specialundervisning og anden specialpædagogisk bistrand nr. 693 af 20. juni 2014) の第二十一条

二項の規定を参照のこと。

- (77) Årsrapport 2018 Klagenævnet for Specialundervisning, Marts 2019 (<https://ast.dk/publikationer/arsrapport-2018-for-klagenaevnet-for-specialundervisning> 最終確認 2023年11月18日), s. 14.
- (78) 2011年・年次報告10頁。
- (79) 2019年・年次報告22頁。
- (80) 2010年・年次報告19頁。
- (81) 2010年・年次報告19-20頁、2011年・年次報告21頁。
- (82) 2011年・年次報告21頁。
- (83) 2011年・年次報告四六頁。
- (84) 2011年・年次報告四六頁。
- (85) 2011年・年次報告一八一-一九頁、四九頁。
- (86) この評価においては次の三点が重要な情報となる。すなわち、(1)教育計画、(2)教育学・心理学上の評価 (pædagogisk-psykologisk vurdering (D P V)) を含む専門家からの若者に関する意見、(3)若者が通っていた学校からの若者に関する意見の三点が重要な情報となる (2019年・年次報告三八頁参照)。
- (87) 2011年・年次報告一九頁。
- (88) 2011年・年次報告四九頁。
- (89) 先に見たように審査会は、2012年において、STUの制度対象者に属することの拒否を理由とする不服申立てを一九件受け付けているが、その内の一件は自閉症スペクトラム障害を有する若者からの不服申立てであったということである。そして審査会は、当該一件の案件のすべてについて、若者はSTUの制度対象者に属していたと評価して、ムーネの決定を変更したということである。2011年・年次報告五頁、五二頁を参照。
- (90) 2019年・年次報告五〇頁、2020年・年次報告五八頁、2021年・年次報告四九頁を参照。
- (91) 交告は、「デンマークでは、たとえば自然不服審査会のような合議体の不服審査機関が発達しており、行政統制の見地からは、これらの不服審査機関と国会オンブズマンの果たす役割が大きい。」ことを指摘している。交告・前掲注(59) 一一九-一二〇頁。